

第3期 飛驒市生涯安心計画

(令和6年度～令和8年度)

心の底から安心できるまちを目指して

令和6年3月

岐阜県飛驒市

< 目 次 >

第1部	はじめに	心の底から安心できるまちを目指して	
1	飛騨市だからできる「まちづくり」	・・・・・・・・	4
2	みんなでわいわいワンストップ相談支援体制	・・・・・・・・	9
3	みんなで見守る地域生活支援システム	・・・・・・・・	10
第2部	計画の策定にあたって		
1	計画策定の趣旨	・・・・・・・・	13
2	計画の期間と位置づけ	・・・・・・・・	15
3	計画の基本的な考え方	・・・・・・・・	16
4	ニーズの把握	・・・・・・・・	19
5	計画の推進、進行管理	・・・・・・・・	21
第3部	飛騨市の現状と今後の動向		
1	障がい手帳所持者の現状	・・・・・・・・	23
2	飛騨市内の福祉サービス事業所の動向	・・・・・・・・	26
3	障がい児者 受給者人数の動向	・・・・・・・・	27
4	その他	・・・・・・・・	29
第4部	重点取り組み		
1	<相談支援部会>相談支援体制の充実・強化	・・・・・・・・	31
2	<地域生活支援部会>地域生活支援域の充実	・・・・・・・・	32
3	<就労支援部会>総合的な就労支援	・・・・・・・・	34
4	<重症心身障がい・医療的ケア部会>		

本人や家族に生涯を通じた支援体制の構築	．．．．．	36
5 <こども部会>障がい児に対する重層的な相談支援体制の構築	．．．．．	38

第5部 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	．．．．．	41
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	．．．．．	42
3 地域生活支援の充実	．．．．．	43
4 福祉施設から一般就労への移行等	．．．．．	45
5 障がい児支援の提供体制の整備等	．．．．．	46
6 相談支援体制の充実・強化等	．．．．．	48
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	．．	50
8 発達障がい者等に対する支援	．．．．．	51

第6部 数値目標等（活動目標）

1 第2期生涯安心計画 生涯安心こども計画の実績等	．．．．．	53
2 第3期生涯安心計画 サービス等見込量	．．．．．	57

第7部 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を

確保するために必要な事項等

1 障がい者等に対する虐待の防止	．．．．．	62
2 意思決定支援の促進	．．．．．	62
3 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	．．．．．	63
4 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の促進	．．．．．	63
5 障がいを理由とする差別の解消の促進	．．．．．	64

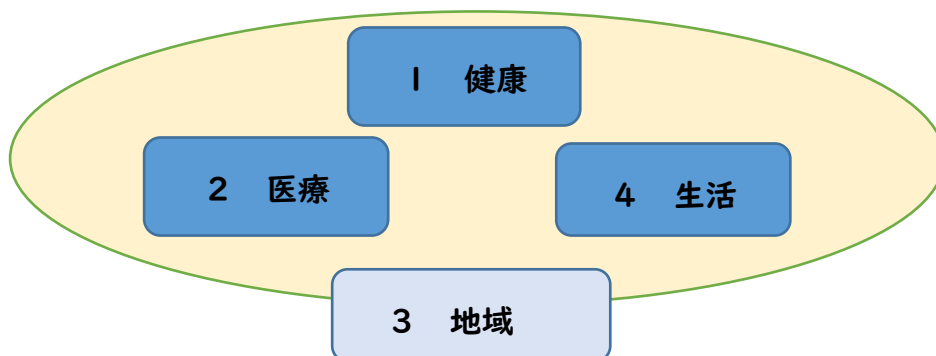
6 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等を提供する事業所における研修の充実	．．．．． 64
7 その他	．．．．． 65

第1部 はじめに

心の底から安心できるまちを目指して

心の底から安心できるまちを目指して

<4つの安心>



1 健康な暮らしを支える

乳幼児期、児童・生徒、成人、高齢といったそれぞれの年代に応じた健康づくりを支援します。

2 安心して医療を受けられる環境を整える

休日・夜間急患診療体制の充実や、地域における医療機能の役割分担と連携の推進に取り組み、地域における医療体制の確立を図ります。また、病床数等を確保し、入院医療体制の充実を図るとともに、医療従事者の確保に向けた支援に取り組みます。さらに、災害時医療救護体制の構築に取り組みます。

3 地域で福祉を支える

市民や地域の団体が取り組む福祉のさまざまな活動との協働を進めるとともに、相談支援体制の確立や保健・福祉・医療の連携、保健福祉サービス従事者等のスキルアップに取り組み、保健福祉の総合支援体制の確立を図ります。また、だれもが自分に合った保健福祉サービスを選択し利用できるよう、情報提供の充実、利用者の権利擁護、評価体制の周知を推進します。さらに、福祉のまちづくりの考え方を広めるための取り組みを進めていきます。

4 **生活**の安定を図る

生活困窮状態に陥った場合でも、状況に応じた生活の保障や自立の支援が得られ、生活保障制度及び法定外援助等の充実と自立支援、各種資金貸付制度の運営に取り組みます。

Ⅰ 飛騨市だからできる「まちづくり」

(1) 生涯にわたる「おせっかい」(注) なかかわり

Ⅰ 生涯にわたる「おせっかい」なかかわり

制度や年齢の壁により受けることができなかったサービスを、その人にとって必要なサービスであれば、いつでも、必要なだけサービスを受けることができるよう「おせっかい」し続ける飛騨市

① 相談は「たからもの手帳」から

平成29年度末に「子育て支援手帳」をリニューアルし「たからもの手帳」と名称変更したと同時に、こども全員に配布しています。こども達がどんな困難に出会おうとも、いつも「たからもの(授かったもの=GIFT)」を見失わないでほしい。「たからもの(GIFT)」が、自分らしさとなり、成長するための大きな壁を乗り越えるエネルギーになることを願い名付けました。

「たからもの手帳」には、その人のすべてのGIFTが詰まっています。

「たからもの手帳」の最後のポケットには、妊娠期からの記録を記した母子手帳も入っています。そのため、すべての相談は、「たからもの手帳」から始まります。

飛騨市は、たからもの手帳や支援編のデータを集約して、個人のデータを分析し、その人に必要なサービスを必要なだけ、必要な時に提供するとともに、早期発見や予防に活用します。

② おせっかいは「気づき」

ひだびとの強みは、人間関係の濃さです。おせっかいは、「予防」に繋がります。

「予防」は、問題が起こってからのサービスではなく、問題が起こらないように先回り必要なサービスを提供することを意味します。

③ おせっかいは「輪」を作る

おせっかいは、「輪」をつくり、「輪」はチームを作ります。

いろんな人が、「わいわい、がやがや」 しかも、チームの構成員は皆対等です。

医療・保健・介護・福祉・労働・教育等の異なったサービス分野が一体となり、民間・行政、現場や当事者といった異なる立場の人が集まり、考える枠組みが、既に出て上がっています。これこそ飛騨市方式。チームはよりよい支援を生み出します。

2 困った時は「おたがいさま」

① 「まめなかな」と見守って、困った時は「おたがいさま」

「ごくろうさま」は、ひだびとのあいさつ。そして、「まめなかな」と気遣いをします。

どんな人も声を掛け合い、情報交換します。そんな時に「気づき」があれば、「おせっかい」（「私にできる事ある？」）と聞きながら、共助の精神がまちをつくっていきます。

そして、「ためらってな」と、生涯にわたる「おせっかい」なかかわりに結びつきます。

3 福祉をまちづくりに

① 福祉をライフデザインの場に、福祉をまちづくりに

福祉を支援の場ではなく、ライフデザイン・まちづくりの場に。

「困り感」を逆手にとった福祉サービスを生み出し、地域経済開発の場にすることが、飛騨市方式。

過疎・豪雪・山間へき地・高齢・一人暮らし・ひきこもりなどすべてを売りに、すべてを地域活性化につなぐことが飛騨市のまちづくりです。

② 意識改革は参加実践型

常に新しい研究・知見・理論が進化しています。その研究や知見・理論を実証するため

の場を飛騨市では積極的に設置・誘致します。様々な専門家、学生がより良い未来を創るための研究を協働し、応援することが飛騨市の使命です。

このことは、飛騨市に住んでいる人が福祉の最前線の理論を学び・体感し、実感することにつながり、支援者の質の向上だけでなく、市民の理解促進につながります。

研究者や学生のフィールドワークの場として、さまざまな人が飛騨市に入り、交流人口の増加による活性化につながります。

研究テーマは、「心の底から安心できるまちを目指して」とし、研究成果を発表する場を研究者等に提供します。様々な分野について、専門家だけでなく、市民が主体となり交流することでより良い飛騨市を作ります。

(注)「おせっかい」

この計画で「おせっかい」とは、人情があり、思いやりがるため、少しでも役に立とうとする行為を言います。

(2) 「暮らしにくさ」をサポートの原点に考えるシステム

発達障害者支援法が平成17年に施行、平成28年度には改正され「生きづらさ、暮らしにくさ」をもった人が少しずつサポートが受けられるようになってきました。しかし、ご本人の「生きづらさ、暮らしにくさ」を客観的に他人でも理解できる評価方法がないため、サポートにつなげることが難しいのが現状です。

特に、「軽度」「グレーゾーン」といわれる人たちへのサポートが不十分です。

そのため、「生きづらさ、暮らしにくさ」を客観的に評価できる方法が構築できれば、早期に発見でき、早期にサポートする事ができます。

こうした状況の中、どんな人も「生きやすく、暮らしやすい」飛騨市をつくりまします。

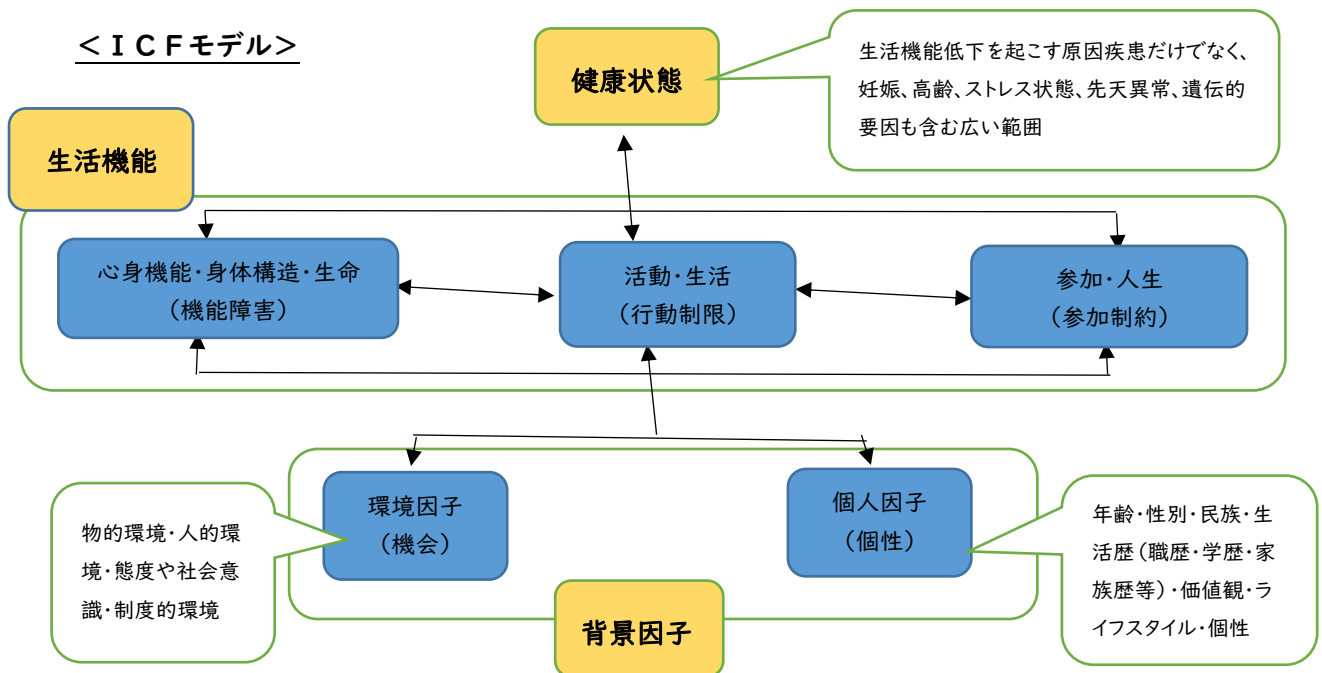
1 「暮らしにくさ」の客観的評価方法 (「国際生活機能分類」(ICF) 2001 の活用)

ICFとは、人間の「生活機能」と「障害」を判断するための「分類」の仕方をいいます。

ICFによると、人間の「生活機能」とは、人が生きていくことであり、「障害」とは、生活機能が何らかの理由で制限されている状態をいいます。

飛騨市では「障がい」を自分のやりたいことが、やりたいようにできないことと、定義しています。

対象：すべての人 (自分のやりたいことが、やりたいようにできない人)



「健康状態」「生活機能」「背景因子」の要素は、相互に作用しています。そのため、ICFの目的は、生きることの全体像を示す共通のものの方・とらえ方です。生活機能・背景因子の状況をばらばらに評価せず、各項目がどのように関わりあっているのか、どこを改善すればより良い状況になるのかを考えることが重要とされています

このICFのとらえ方には、次のような特色があります。

- ・障がいは「マイナス」だけでなく「プラス」にもはたらく双方向型視点
- ・特定のレベルや要素を過大視せず、全体を見、全体を整える
- ・さまざまな状態・因子等が影響を与えあうという相互作用を重視

○ これからの飛騨市

「国際生活機能分類」(ICF) 2001 を基に、「生きづらさ、暮らしにくさ」を評価するとともに、当事者がその課題と向き合い、当事者が自ら課題を解決する方法を見出すよう支援します。また、その課題を、双方向型視点と生活者視点にたち、「もし〇〇があれば、◎◎できる」支援に意識を変え、当事者の主体性、自己決定を尊重するとともに、地域社会において質の高い生活が継続できるためのその人だけの「my ベストプラン」を当事者・家族や関係機関とともに作成します。また、緊急時への備えとして「緊急時対応プラン」を作成します。これらのプランは、市民の望む暮らしを実現するため、親なき後や高齢となった時などの将来を見据えた「飛騨市地域生活サポートシステム」の主軸となり、本人・家族のみならず地域全体で見守る体制の構築につなげます。

この「my ベストプラン」「緊急時対応プラン」は、当事者の意思を推測することが困難な場合は、プラン作成者が当事者にとって最善の利益を判断し、サポートや訓練を、年齢や制度の枠を超え、必要な時に必要なだけ受けられることを原則とし、定期的に見直しを行います。

2 みんなでわいわいワンストップ相談支援体制

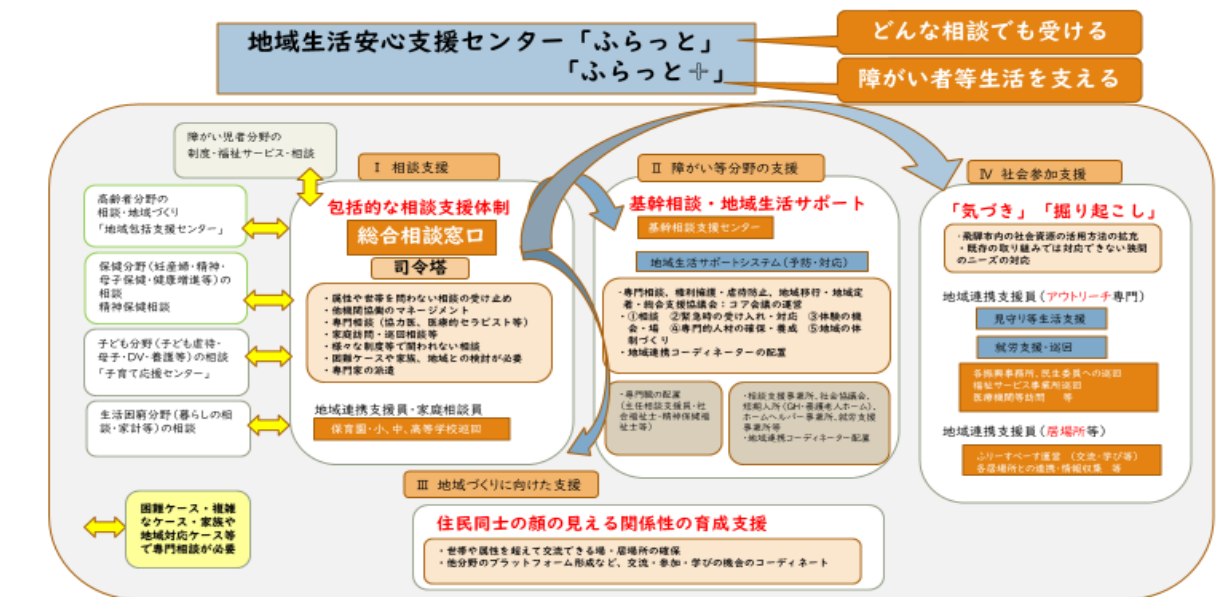
(1) ワンストップで重層的な相談体制

1 生涯にわたる「おせっかい」なかかわり

相談窓口を一本化し、すべてのケースを把握して、情報集約をすることにより、それまでの開
わりを基に、どんな時にどんなサービスが必要だったかを検証し、今後に生かすことを可能にし
ます。また、年齢や制度により受けられないサービスを、必要であれば、その人のオーダーメイ
ドサービスとして、いつからでも受け直すことのできるシステムが必要です。さらに、将来にわ
たる「見通し」を立てることで、今後どんなサービスが必要になるかを予想できます。

そのため、飛騨市では、「ワンストップ体制」(地域生活安心支援センター「ふらっと」)ですべ
ての相談に対応し、実践を積み重ね、「予防」「見立て」ができる個々の「マイベストプラン」を
一緒に作成し、生涯にわたる安心を提供します。

**一人ひとりそれぞれが、必要な時に、必要なだけサービスを受けることができるシステムを構
築します。**



3 みんなで見守る地域生活サポートシステム

(1) 「気づき」から「地域支援」

1 生涯にわたる「おせっかい」なかかわり

① 「気づき」は本人と家族を救う

本人や家族が自らSOSを出せないことも少なくありません。サービス利用のない障がい者の中にも、沢山の不安を抱えている人は大勢います。そのため、深刻な事態になる前から、その人に関わっている人が「そろそろかな?」「いつもと違う」ことに気づき、何らかの手を打つことができるシステムを作ります。令和5年4月に、地域生活安心支援センター「ふらっと」のアウトリーチ活動(※1)を担うとともに、顧問医師・顧問看護師 NPO 法人はびりす等専門家が今までなかなか手がつけられなかった「予防」を研究する支援ラボ事業(※2)を有する「ふらっと+」を開設しました。

※1「アウトリーチ活動」とは、その人の生活空間に出向き、傾聴を含めさまざまな形で必要な人に必要なサービスと情報を届ける活動のことで、従来の「待ち」の姿勢から「訪問し積極的に届ける」姿勢で、予防的にかかわりや早期発見・早期介入を目指しています。

ア) 医療機関の受診を中断された方や自らの意思では受診が困難な方や家族への見守りを行い、日常生活を送るうえで、生活に支障や危機的状況が生じないための活動

イ) 自発的に相談や支援につながりにくい傾向のある方や家族へ制度等の情報伝達や、申請方法等を伝えるとともに、申請窓口等につなげたり、見守り・声掛け活動

ウ) サービスや援助が必要であるにも関わらず、自発的にサービスを求めようとしない方や家族を発見し、サービスの必要性を伝え、事業所につなぐ活動

エ) 様々な居場所やサービス事業所等へ訪問し、より豊かな日常生活を送るための提案を行う活動 を目指しています。

※2「支援ラボ事業」とは、様々な分野の専門家等が、飛騨市の現状から専門家から将来を見据え、課題をみつけ研究テーマとし、解決する方法を模索、研究する事業です。「アウトリーチ活動」や②将来を見越した支援(飛騨市の地域生活サポートシステムも支援ラボ事業の一環です。

支援ラボ事業にかかわる研究基礎体制

非常勤特別職 顧問医師・顧問看護師等(スーパービジョンの実際)

研究テーマ等 ・ 青年期、成人期に社会的不適応を防ぐための「思春期健診」の実装研究
・ 福祉と医療との協働連携の在り方
・ 地域生活サポートシステムとアウトリーチ支援の有効性

など

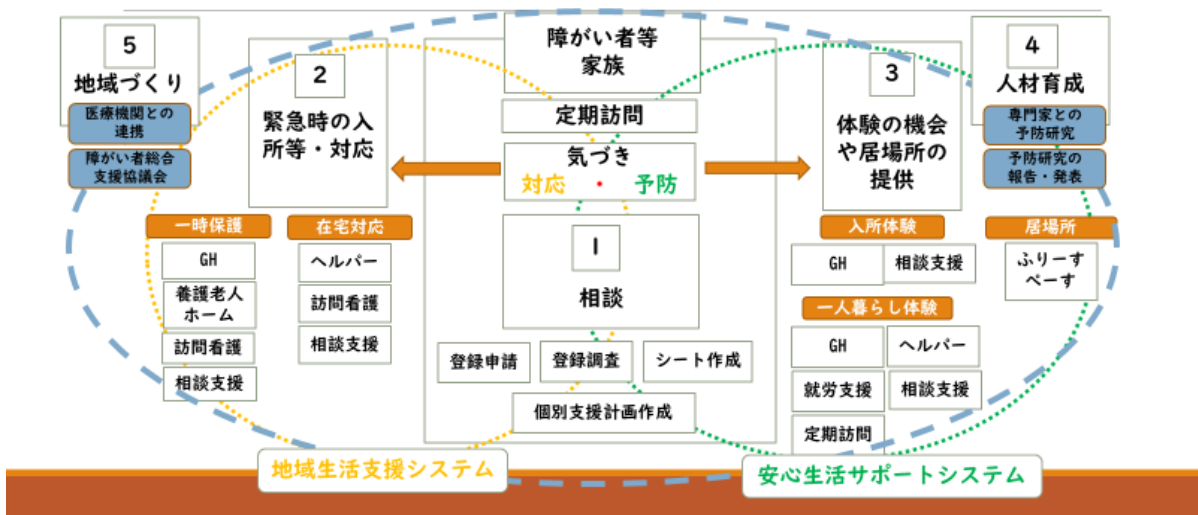
② 将来を見越した支援（飛騨市の地域生活サポートシステム）

このシステムは、緊急時の対応システム（地域生活支援システム）と常日頃の予防システム（安心生活サポートシステム）を一緒にしたシステムで、令和5年度からスタートしています。

本人や家族の意見を反映した「将来にわたった支援」を行うためには、今後どんな時に、どんな所で、誰と暮らし続けたいかを知る必要があります。本人や家族の思いは日々変化することもあります。支援者はその「思い」を一番に考え、将来を見越した支援を行います。

飛騨市の地域生活サポートシステム

（緊急時の対応システムと常日頃の予防システム）



第2部 計画の策定にあたって

心の底から安心できるまちを目指して

Ⅰ 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、市町村は国の定める「基本指針」に即し、各地域の実情を勘案した障害福祉計画を、また、障害者基本法第 11 条第 3 項には市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本計画）を定めることとされています。「基本指針」は障害者総合支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 19 日付けこども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（以下「基本指針」という。）として示されました。

この度策定する「第 3 期飛騨市生涯安心計画」（以下「本計画」という。）は、国の動向をはじめ、これまでの計画目標の達成状況や課題を踏まえ、飛騨市において必要な障がい福祉サービスや、相談支援、地域生活支援並びに障がい児通所支援の各種サービスが計画的に提供されるよう、障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを示すことを目的とします。

(2) 国における「基本方針」見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

重度障害者等への支援の充実

障害者総合支援法の改正による地域生活拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備

医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用の充実

一般就労へ移行及び定着に係る目標値の設定

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

総合支援協議会の活性化に向けた成果目標

⑦障害者等に対する虐待の防止

精神障がい者に対する虐待の防止
自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

相談支援専門員等への意思決定支援ガイドラインの活用

⑩障害福祉人材の確保・定着

相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数を活動目標
ICTの導入等による事務負担の軽減等

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

飛騨市内のより細やかな地域単位の計画策定
障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

障がい福祉等の策定時における難病患者や、難病相談支援センター等からの意見の尊重
支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

サービスの見込量以外の活動指標 n 害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進

2 計画の期間と位置づけ

○ 本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、障がい者施策の実施状況及び社会状況等の変化に対応し、障がいのある人の意向等も踏まえ、年に1回評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとします。

障がい者福祉計画を、第5期（H30～R2）から「生涯安心計画」と名称変更しました。

第2期生涯安心子ども計画を、第2期生涯安心計画と一体的に策定しました。

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国障害者基本計画	障がい者基本計画（第4次）					障がい者基本計画（第5次）				
岐阜県障害福祉計画	第2期障がい者総合支援プラン		第3期障がい者総合支援プラン			第4期障がい者総合支援プラン				
飛騨市障害者計画	第1期生涯安心計画		第2期生涯安心計画			第3期生涯安心計画				
飛騨市障がい福祉計画	第1期生涯安心子ども計画		第2期生涯安心計画			第3期生涯安心計画				

（注）障害者計画と障害福祉計画の関係

	障害者計画	障害者福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法11条2項	障害者総合支援法89条	児童福祉法33条の22
計画の趣旨	障害者のための施策全般に関する基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供の確保に関する計画	障がい児のサービス等に係る提供体制の確保に関する計画

平成18年3月策定の「飛騨市障害者計画」にて

平成20年までを第1期の計画期間とし、今後、障害者福祉計画と一体化した策定とする

3 計画の基本的な考え方

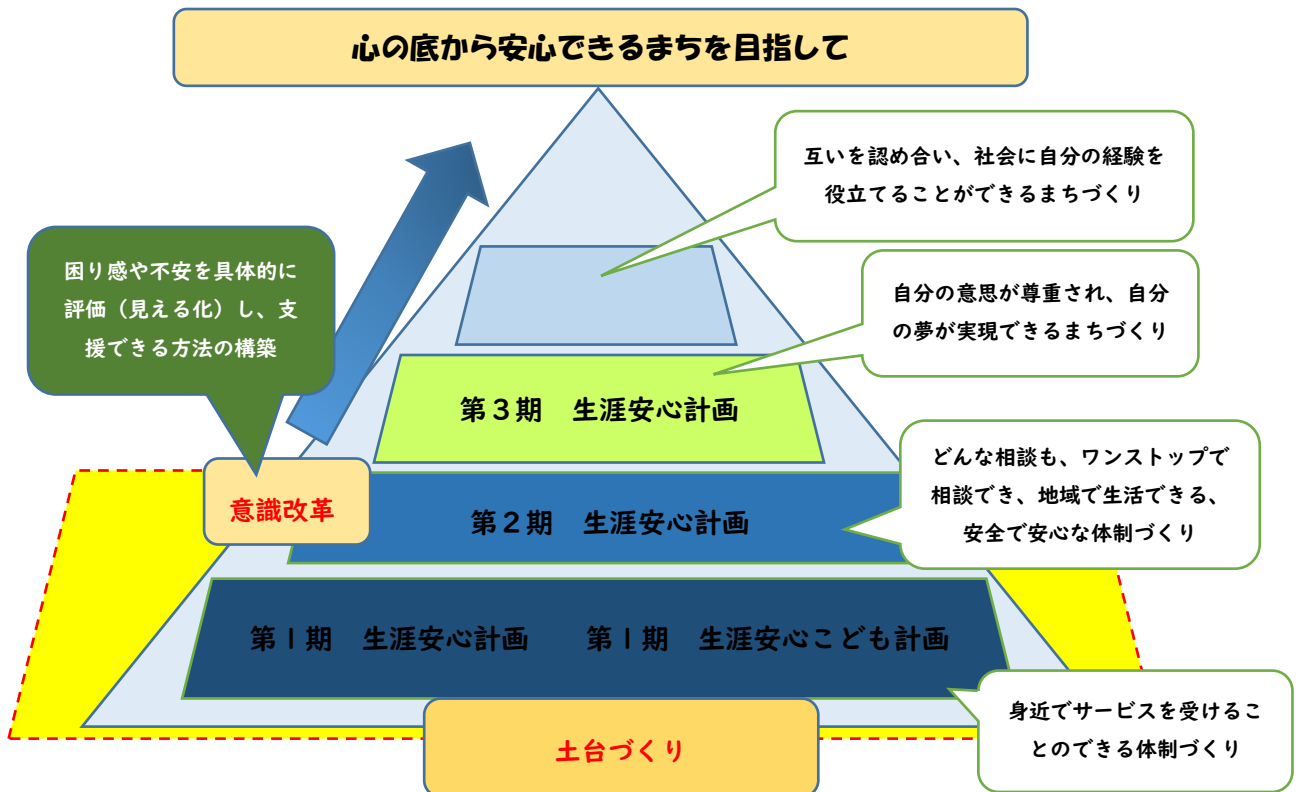
(1) 基本理念

本計画は、第1期生涯安心計画 生涯安心こども計画の「心の底から安心できるまちを目指して」を継承し、第1期生涯安心計画・生涯安心こども計画から段階的に実施しています。

H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第1期 生涯安心計画			第2期 生涯安心計画			第3期 生涯安心計画		
重点的に取り組んだこと 身近なところでサービス を受けることができる体制			重点的に取り組んだこと 相談から地域で生活でき る支援システムの構築			重点的に取り組みこと 自分の意思が尊重され、 自分の夢が実現できる まちづくり		

※「障がい」と「障害」の表記について

飛騨市では、「害」という字の印象の悪さ、マイナス的なイメージから、人の状態を表すことばについては、「障がい」と表記しています。ただし、法律や制度上の名称、団体名や施設名などが漢字である固有名詞については、「障害」と表記しています。このため、本計画においても、「障がい」と「障害」の両方を使用しています。



(2) 目標

本計画の目標は、「心の底から安心できるまちを目指して」自分の意志が尊重され、自分の夢が実践できるまちづくりです。

飛騨市では、「障がい」を、自分のやりたいことが、やりたいようにできない

こと と定義します。

強い個性や、生まれつきのハンディを抱えていても、いきいきと生きていけるよう
に取り組みます。

- ①能力的な問題の評価のみならず、機能的な強みや能力的な強みを見つけます。
- ②自己実現のために目標を設定し、実践を繰り返すよう支援します。
- ③環境や教材等を整えることでバリアを取り除きます。

I 当事者が地域でその人らしく暮らすことができる支援

- 令和3年4月に障がい福祉課内の発達支援センターを「地域生活安心支援センター（以下「センター」という。）」と名称変更し、相談窓口を一本化（総合相談窓口）しました。業務の一部を委託している医療的セラピスト（OT・PT・公認心理師等）が、客観的なデータにより本人の作業等評価と環境評価とともに「暮らしにくさ」を客観的に評価し、総合的な見立てを行いました。この見立てに基づいて、センターや本人・家族、支援者が話し合い、必要な支援・訓練や今後に向けてどうすべきかを決定します。また、医療的セラピストを、現場に派遣し、支援者への助言や環境調整を行いました。

令和4年4月には、「障がい福祉係」「社会福祉係」と一緒になり、「総合福祉課」で、障がい福祉、生活困窮（ひきこもりを含めた暮らしにくさを感じている人への支援等）、など、どんな相談でもお話を伺う「地域生活安心支援センター」になり、制度や分野を超え包括的に検討できる体制になりました。

そのため、第1期の相談対応を「個人支援」に焦点を当てた相談対応が、第2期では「家族」「地域生活」に焦点を当て、住みたいところで安心して暮らし続けていただくた

めの相談支援体制に取り組みました。

その結果、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、包括的な支援が必要であることを理解しました。また、障がいを持つ年長者と要介護が必要な配偶者を同時の介護に直面する世帯（ダブルケア）の中には、窓口に来られない人がおられることがわかりました。

そして、アフターフォローを丁寧に実施した結果、複雑化・複合化する「予防」につながることも実感しました。

そのため、第3期計画では、その人の「意思」「人権」を尊重し、反映できるまちづくりを構築します。

II 地域社会における共生等

○ 令和4年度から、非常時に「どこに相談したらいいのか」「誰が何をしてくれるのか」「相談した後どうなるのか」を明確化する「地域生活支援システム（以下「システム」という。）」を実施しています。しかし、飛騨市では「地縁」「血縁」の結びつきが深く、いざという時に頼れる、相談できる人たちがいる方が多く、「システム」に事前登録された人はほんの僅かでした。しかし、令和4年度には、訪問相談員が家庭訪問し調査を実施すると、今の生活がこのままずっと続くという保証がなく、将来への不安の声が多くありました。特に、人口減少により地域の支えあい機能が低下し、日常生活の維持そのものに問題が生じ、継続して生活することに限界を感じている方もおられました。

そのため、この人口減少の中においても、日常生活を安心して暮らすための見守りネットワークや、見守りにより非常時に至る前に気づき・対応できるシステムも構築することが急務です。委託相談支援事業所（3カ所）や飛騨市社会福祉協議会を中心に、地域住民・すべての福祉サービス事業者とともに、地域の人がそれぞれの生活を維持し、人と人 人と社会がつながり、最後まで尊厳を持って暮らし続ける「地域共生社会」の実現に向け検討します。

4 ニーズの把握

(1) 福祉サービスの利用者の実態やニーズの把握

●第3期 生涯安心計画策定に伴うアンケート調査の実施

○ アンケート調査の実施及びアンケート項目及び内容：飛騨市障がい者総合支援協議会 コア会議で決定

①対象者：令和4年11月1日現在の障害（児）福祉サービス受給者 131名

アンケート回収等：大人の場合は本人宅郵送 回答は回答用紙もしくはwebによる回答

こどもの場合は、各通所事業所（6カ所）にて配布し、回収 もしくは郵送

②対象：令和5年6月1日現在の事業所（29カ所）、各団体・ボランティア等（12カ所）

アンケート回収等：郵送

※アンケート結果については、飛騨市障がい者総合支援協議会 コア会議にて説明

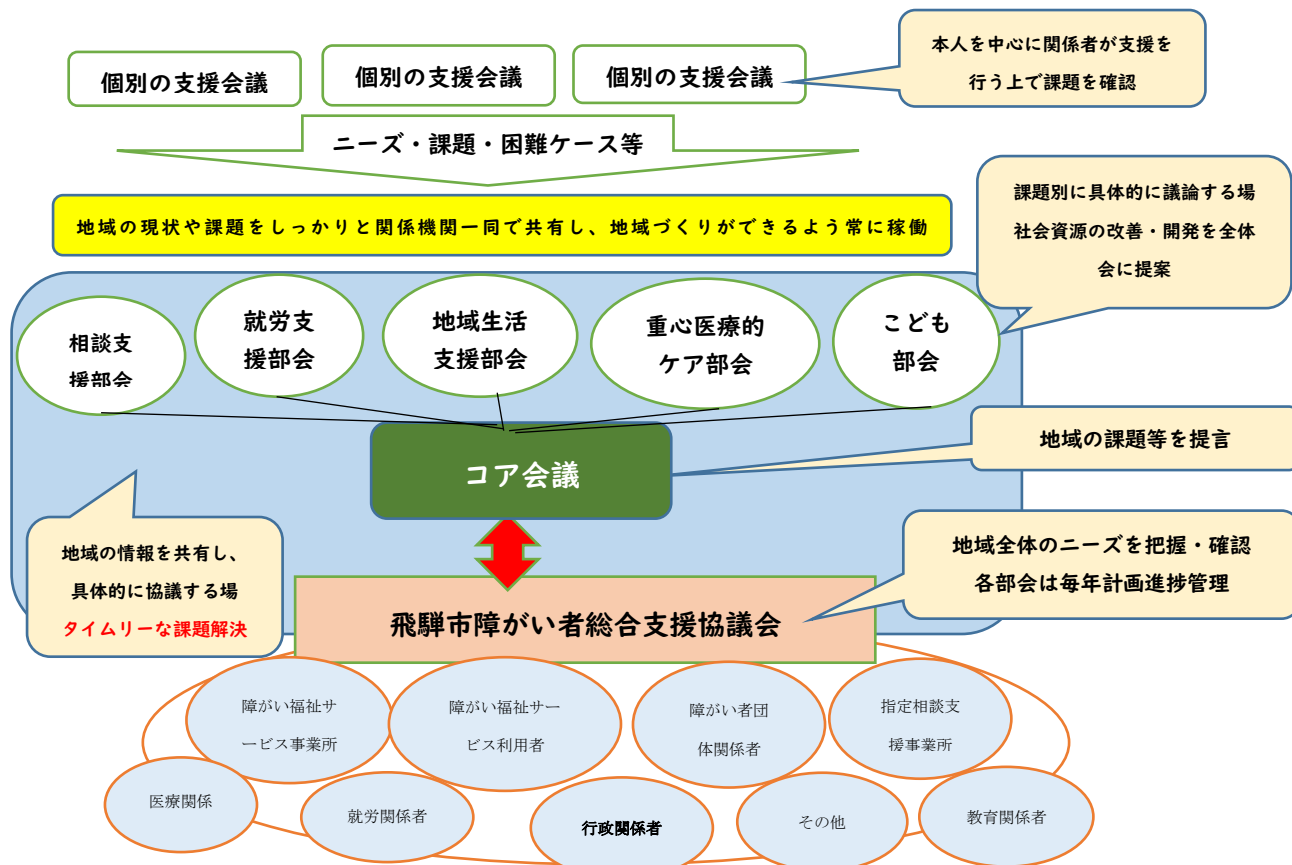
●飛騨市障がい者総合支援協議会 専門部会の意見

○協議会の協議事項に生涯安心計画の策定及び変更推進に係る協議、進捗管理があり、その場で意見聴取しました。

○協議会の構成委員は、指定相談支援事業者・障害福祉サービス事業者・医療関係者・障害福祉サービス利用者・障害者団体関係者・教育関係者・就労関係者・行政関係者・その他連携が必要と認められる機関の関係者で、飛騨市内のすべての事業者や、障がい者当事者や保護者等で組織されています。

○協議会には、専門部会を設置しており、令和5年度には、①相談支援部会 ②就労支援部会 ③地域生活支援部会 ④重症心身障がい・医療的ケア部会 ⑤こども部会の5つの専門部会が設置されています。

○協議会には、コア会議を設置しています。構成員は各専門部長で、それぞれの目標に対する進行状況や活動内容等を情報共有、地域の課題から政策提言・生涯安心計画の策定にかかわっています。



協議会の役割

- ① 協議会では、「障がい」の解釈が、できないことがあって、それを理解してくれる人が周りにいない状態と考え、できないことを理解できる、地域を変える「仕組みづくり」を協議します。
- ② 各専門部会では、計画実施期における目標を立て、目標達成状況を年度末に協議会へ報告します。
- ③ 協議会では、計画の進捗状況を管理し、地域で継続して生活できることを評価基準とし、チェックを行います。
- ④ PDCAサイクルに沿って年1回、適切な進捗管理と評価を行い、必要に応じて計画の見直しや施策に反映します。

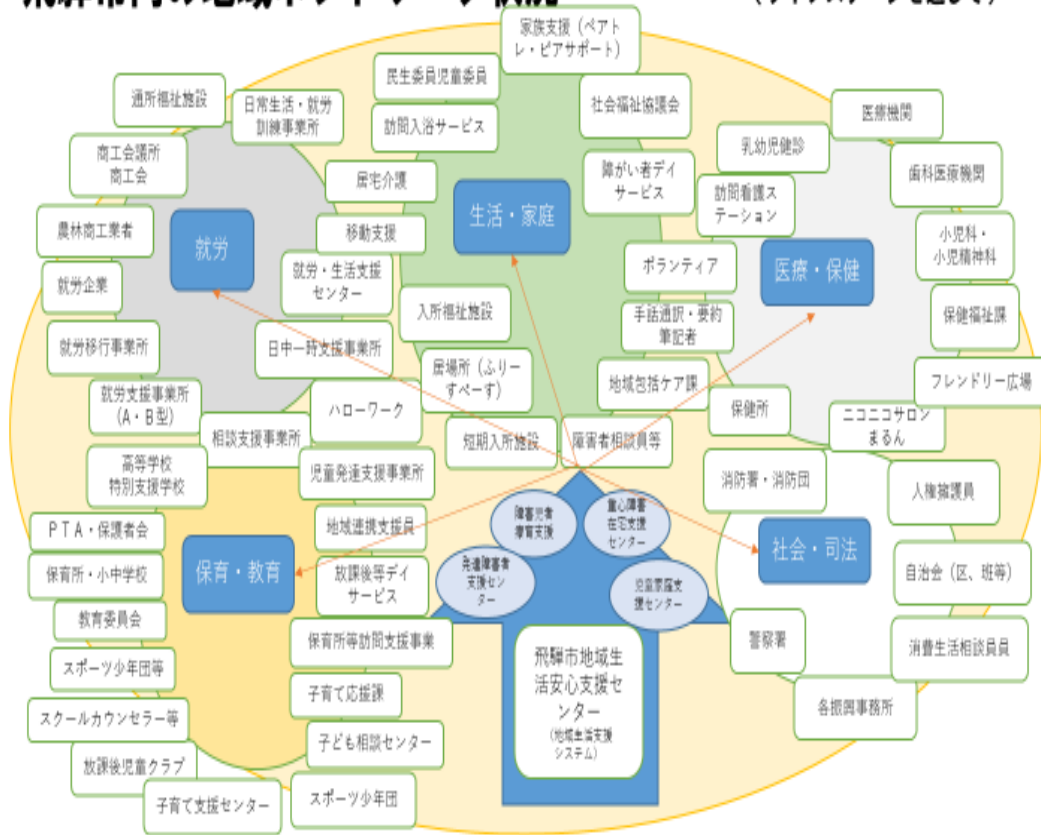
(2) 福祉サービスを利用していない障がい者の実態やニーズの把握

●地域生活支援に関する伴うアンケート調査の実施

- ①目的 「ふらっと+」（「もしも」に備えた予防システム）の啓発と現状把握（困りごとがないか）
- ②調査期間 令和5年3月～4月
- ③対象者 3障害手帳所持者で、令和5年2月末現在 福祉サービスを受けてない人
年齢 18～64歳 計210名
- ④方法 地域生活支援員（訪問支援員2名1組）による家庭訪問 訪問進捗管理表の記入
- ④結果 1回目訪問面談 117件（55.7%） ポスティング 93件
2回目訪問面談 30件（32.3%） ポスティング 69件
内 定期訪問希望者 20件

飛騨市内の地域ネットワーク状況

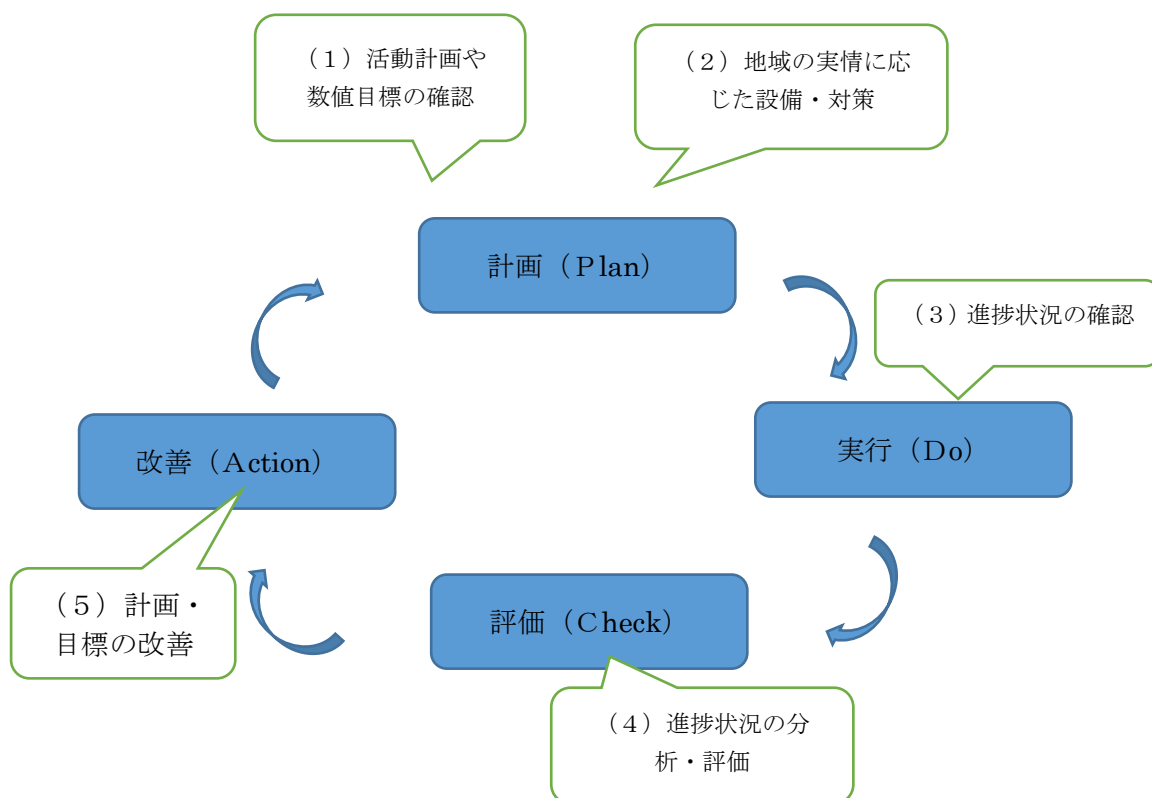
（ライフステージを通して）



5 計画の推進、進行管理

本計画を推進するにあたっては、当事者（障がいのある人）、その家族や飛騨市障がい者自立支援協議会及び各専門部会、各種障がい者団体、行政の関係部局、社会福祉法人、福祉サービス事業者、NPO法人、ボランティア団体等の関係機関、団体等との連携を図りながら、総合的かつ実効性のある計画の実施に努めます。

また、本計画における目標等の進捗状況については、「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルに沿って年1回、適切な進捗管理と評価を行い、必要に応じて計画の見直しや施策に反映します。



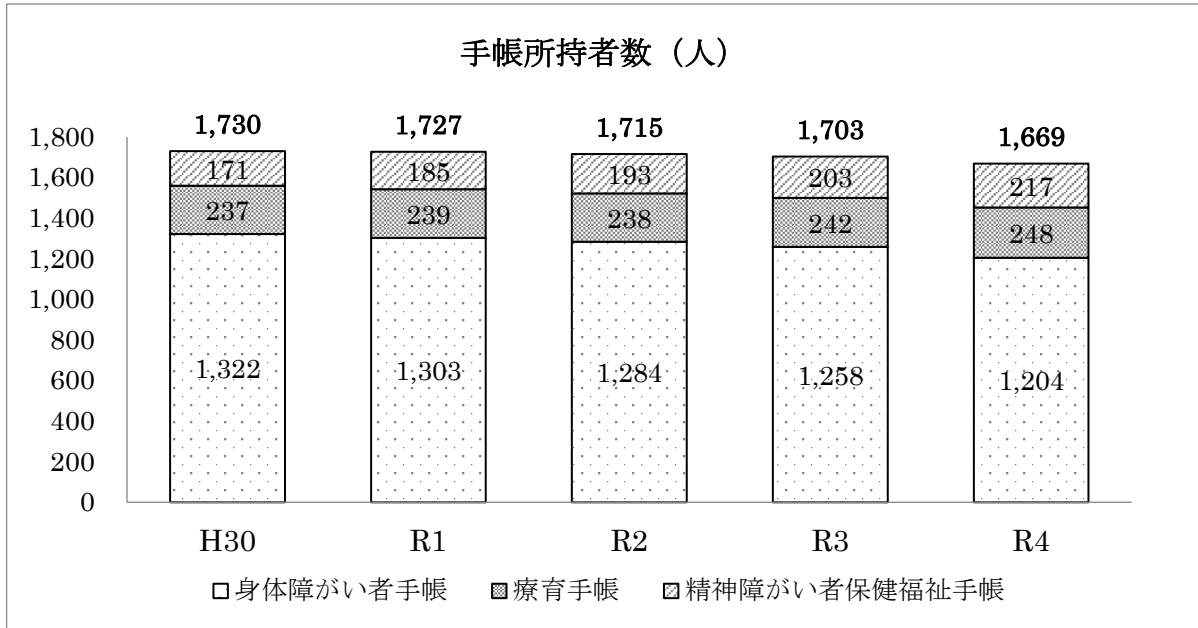
第3部 飛騨市の現状と今後の動向

心の底から安心できるまちを目指して

- 1 障がい手帳所持者の現状
- 2 飛騨市内の福祉サービス事業所の動向
- 3 障がい児者 受給者人数の動向
- 4 その他

1 障がい者（障がい者手帳所持者）の現状

市内の障がい者手帳所持者は、令和4年度末現在、身体障がい者手帳 1,204 人、療育手帳（知的）248 人、精神障がい者保健福祉手帳 217 人、合計 1,669 人となっており、市人口に占める割合は 7.4% となっています。



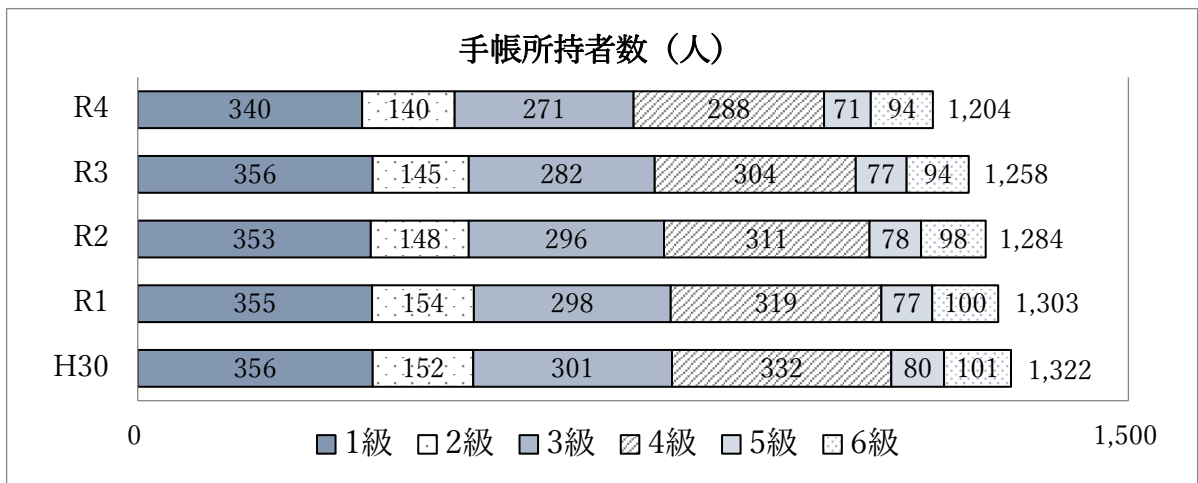
（1）身体障がい者

① 障がい等級別

障がい等級別にみると、令和4年度末の1級・2級（重度）の手帳所持者は480人となり、全体の約4割弱を占めています。次いで、3級・4級（中度）は559人、5級・6級（軽度）は165人となっています。

平成30年度から令和4年度までの等級別の推移をみると、全体的に減少傾向にあります。

障がい等級別の推移（H30～R4年度）

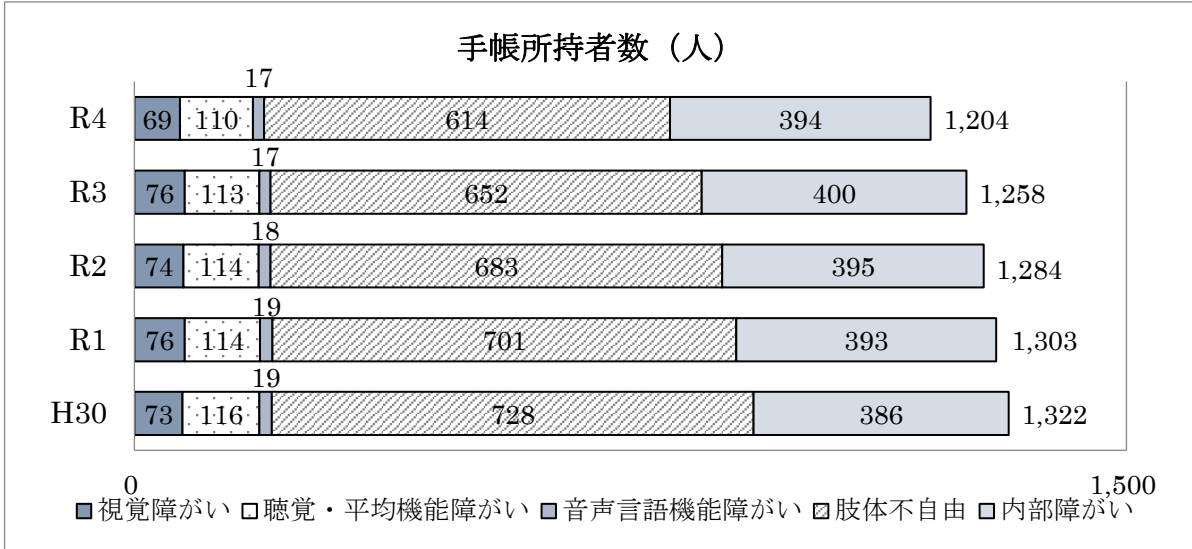


② 障がい種別

障がい種別で見ると、令和4年度末は肢体不自由が614人と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで、内部障がいが394人と多くなっています。

平成30年度から令和4年度までの種別の推移をみると、すべての障がいにおいて減少傾向にあります。

障がい種別の推移（H30～R4年度）

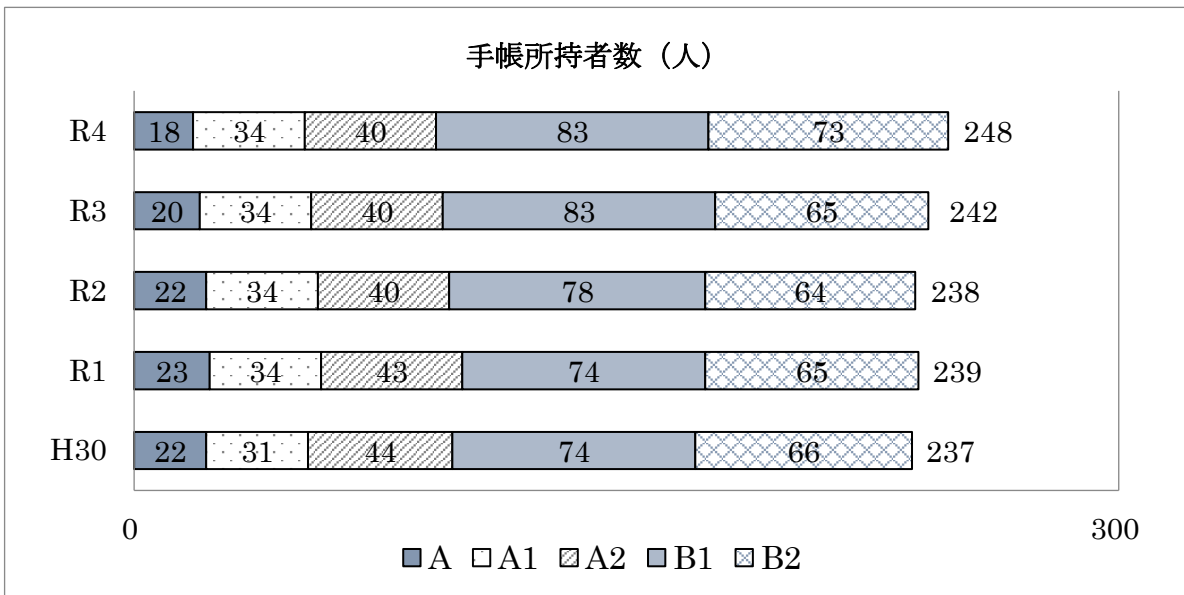


(2) 知的障がい者

① 障がい程度別

障がい程度別に見ると、令和4年度末で重度（A判定）は92人、中度（B1判定）が83人、軽度（B2判定）が73人となっており、療育手帳所持者の数は増加傾向にあります。

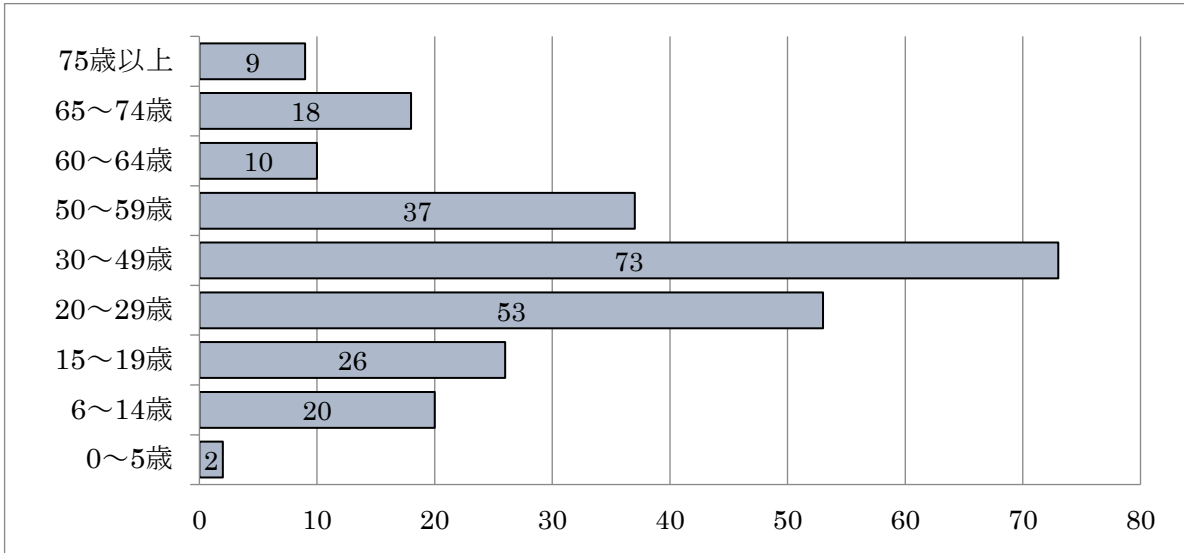
障がい程度別の推移（H30～R4年度）



② 年齢階層別

年齢別では、30歳代から40歳代までが最も多く、令和2年3月の数値と比べ推移は変わりはありませんが、若年層による取得が多くなっています。

療育手帳所持者の年齢別分布（令和4年3月末現在、人）



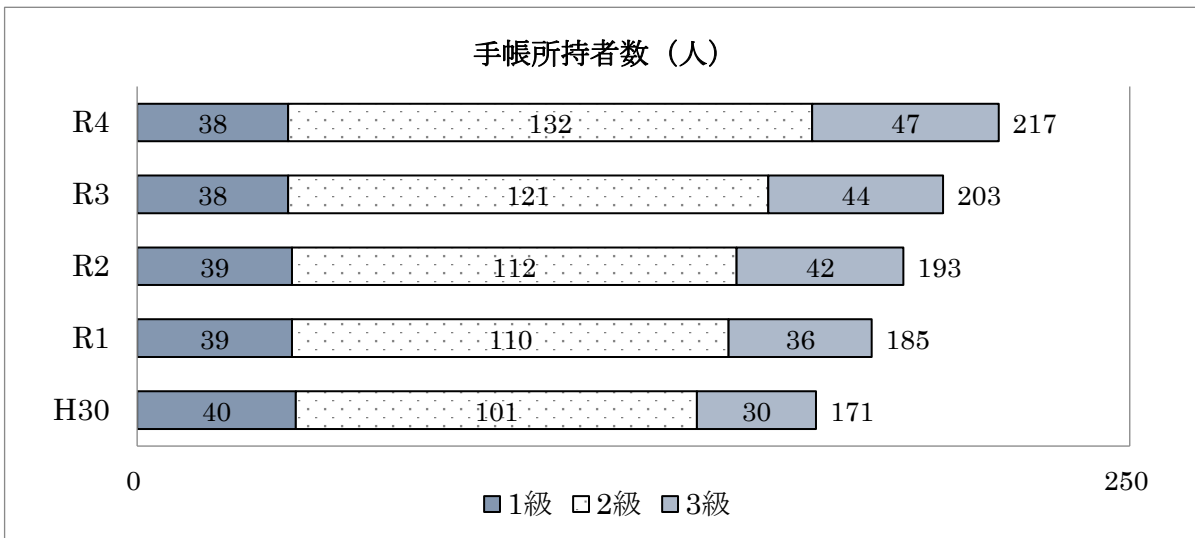
(3) 精神障がい者

① 障がい等級別

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度は217人となり、平成30年度と比べて46人増加し、年々増加傾向にあります。

等級別では、2級が132人と最も多く、全体の約6割と半数以上を占めています。

障がい等級別の推移（H27～H31年度）



2 飛騨市内の福祉サービス事業所の動向

【障害者福祉サービス事業所】

市内の福祉サービスについては、生活介護事業所が共生型サービスも含めて、令和3年度より3事業所増えており、利用者数も増加傾向にあります。また共同生活援助(グループホーム)においても、市指定管理施設 飛騨市障がい者グループホームをはじめ、民間事業者の開設も含め直近3年間に3施設となりました。今後もさらに需要が増えることが見込まれることから、新たに開設されることが予想されます。

提供サービス種別	事業所数
基幹相談支援事業所	1
特定・障害児相談支援事業所	2
居宅介護	2
重度訪問介護	2
生活介護（共生型サービス含む）	3（2事業所は共生型サービス）
就労移行支援	2
就労継続支援A型	1
就労継続支援B型	4
短期入所	2
共同生活援助（グループホーム）	3
日中一時支援	4
移動介護	2
障がい者デイサービス	2
訪問入浴	1

【障がい児通所支援事業所】

市内の障がい児通所支援事業所数は変動ありません。

少子高齢化の傾向が続く一方で支援を必要とする子どもたちは増加傾向にあり、特に放課後等デイサービスを提供する事業所において定員いっぱいの利用となっています。

特に資源の限られる神岡地域においては、事業所・関係機関の緊密な連携が求められるところであり、出生児数の減少傾向にも注視しながら運営していく必要があります。

提供サービス種別	事業所数	定員数（人）
児童発達支援	3（サテライト事業所含む）	20
放課後等デイサービス	3	35
保育所等訪問支援	2	—

3 飛騨市の障がい児者 受給者人数の動向

【障がい手帳所持者について】

飛騨市の人口は減少傾向にあり高齢者も含めて減少傾向にあるため障がい手帳所持者全体の数は減少傾向にあることが予想されるが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は年々増加傾向にあるため、障害手帳全体で療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が多くなっていくことが予想されます。

【福祉サービス受給者数について】

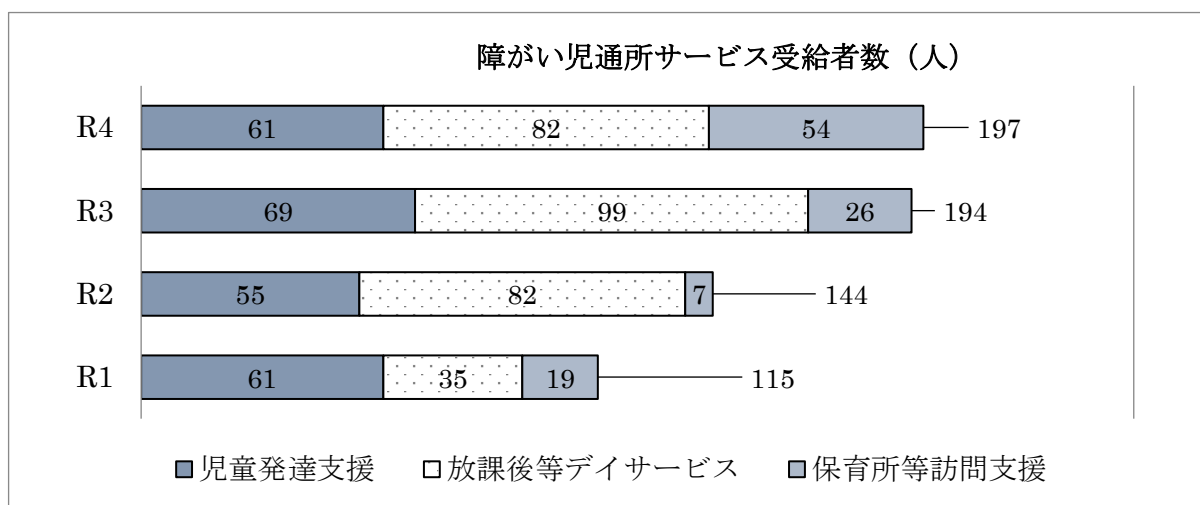
令和3年度から令和5年度までの前期計画期間中の福祉サービス受給者数の推移をみると、身体障がい者数が減少傾向にあることから居宅介護等在宅系サービスの受給者数が減少しています。一方、知的障がい数は微増、精神障がい者数は増加傾向にある中、就労を希望する方が多いことから、就労継続支援の受給者数が大幅に伸びています。また、令和5年度7月に飛騨市障がい者グループホーム憩いが開設されたことに加え、8050 問題となる親亡き後の生活を見据え、地域で生活を続けるための支援体制整備の必要性が高まることから共同生活援助（グループホーム）の受給者数の増加が見込まれます。

○障がい者福祉サービス受給者数の推移

	R1	R2	R3	R4	R1とR4の比較増減
居宅介護	46	45	44	41	△ 5
重度訪問介護	4	3	3	3	△ 1
同行援護	10	9	11	11	1
療養介護	8	8	9	9	1
生活介護	87	101	103	99	12
短期入所	21	14	13	15	△ 6
施設入所	58	58	58	58	0
共同生活援助（グループホーム）	18	18	20	22	4
自立訓練（機能訓練）			1	1	1
自立訓練（生活訓練）	4	6	4	2	△ 2
宿泊型自立訓練	3	1	1	1	△ 2
就労移行支援	7	9	8	9	2
就労継続支援 A型	24	29	29	30	6
就労継続支援 B型	57	68	73	81	24
就労定着支援	1	2	3	4	3
計画相談支援	221	237	243	251	30

【障がい児通所支援サービス受給者数について】

令和3年度から令和5年度までの前期計画期間中には、地域生活安心支援センターふらっとの設置に伴う積極的な早期療育利用への働き掛けもあり、受給者数は大きく伸びたところです。出生数は減少傾向にあるため長期的には減少傾向となることが予想されますが、本計画期間中の動向については、受給者数増加となることが予想されます。未就学児を対象とする児童発達支援の受給者数については横ばいまたは微減で推移するものと思われますが、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、集団での活動に課題をもつ子どもたちが依然として増加傾向にあることから、受給者数は増加する見込みです。



4 その他＜参考＞

第1期 生涯安心こども計画の実績

第2章 成果目標・第3章 活動目標等（進捗状況）

（令和5年9月末現在）

項目	内容	計画 箇所数	計画最 終年度	R2末 実績	令和5年度		
					実績	進捗	備考
令和5年成果目標							
◎基幹相談支援センター	整備（飛騨市型）	1	R2	0	1	済	R3.4.1～
◎地域生活支援拠点	整備（飛騨市型）	1	R2	0	0	△	
◎グループホーム （ショート併設）	整備（飛騨市型）	1	R2	0	1	済	R5.7.1～
◎児童発達支援センター	整備（飛騨市型）	1	R2	0	0	検	
1 障がい児支援の提供体制の整備等							
数値目標							
・児童発達支援体制	時間延長・土日休日	1	R2	1	1	済	
・保育所等訪問支援事業		1	H30	1	2	済	市営1 民間1
・放課後等デイサービス	古川地区	1	H30	2	H30	済	
	神岡地区	1	R2	1	1	済	
	飛騨市型 （リハ中心デイ）				0	廃	R1.5 開始 R5.3 廃止
・重心対応	在宅訪問型発達支援	1	R2	0	0	廃	対象者なく設置せず
	放課後等デイサービス	1	R2	1	1	済	
	短期入所（ショート ステイ）	1	R2	0	1	済	
	児童発達支援				1	済	
・医療的ケア児コーディネーター		1	R2	2	4	済	
・支援者への研修体制	事業所職員・保育士・学校職員等		R2	1	1	済	子ども部会設置等

済：既に設置済み

検：検討中

廃：検討の結果廃止

△：設置には至っていないが対応可能である

第4部 重点取り組み

心の底から安心できるまちを目指して

第4部は、飛騨市障がい者総合支援協議会の各専門部会による現状や課題、必要な支援策の協議結果に基づいた3年間の取り組みを中心とした内容となっています。

Ⅰ <相談支援部会>

相談支援体制の充実・強化等

【目指す方向】

基幹相談支援センターの役割を担う「ふらっと」を核に、地域における相談支援事業とさらなる連携強化を図り、8050問題や地域定着支援等複雑化する相談ケースに対し、迅速かつ適切な対応ができる相談支援体制を構築します。

【現状と課題】

- 「ふらっと」に相談があっても、その後のつなぎや対応が明確になっていないため、相談支援事業所にうまくつなげていない
- 障がい者の高齢化や8050問題等に対応した相談支援体制が今後さらに重要となる
- 入所等から地域生活への移行支援や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築体制の整備

【第3期中の取り組み】

-
- ① 基幹相談支援センター「ふらっと」と特定相談支援事業所等との連携の強化
 - ② 障がい福祉サービスと介護サービスの連携
 - ③ 地域生活への移行支援の推進
-

- ① 基幹相談支援センターと特定相談支援事業所等との連携の強化
基幹相談支援センター「ふらっと」と地域の相談支援事業所との意見交換会を開催し、各相談支援事業所の特色や強みを活かした相談体制の連携強化を図る。また、地域生活安心支援センター「ふらっと+」のサポートコーディネーターが障がい者の自宅等へ訪問し、相談支援専門員のサポートを行う。
- ② 障がい福祉サービスと介護サービスの連携
障がい者の高齢化及び8050問題を見据え、障がいの特性や個々のサービスに応じた障がい福祉サービスと介護サービスの併用、選択が重要となることから、地域包括支援センターと事例検討や両制度の関係、相互理解を目的とした研修会を開催する。
- ③ 地域生活への移行支援の推進
一般相談支援事業所と連携を図り、地域定着支援や地域移行支援を積極的に活用する。また、相談支援部会と地域生活支援部会を合同開催し、地域移行に向けた取り組みを協働で行う。

2 <地域生活支援部会>

地域生活支援の充実

【目指す方向】

希望する地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、互いに歩み寄り相互の人権を尊重しあいながら、すべての人の生活を地域全体で支援する体制を構築します。

【現状と課題】

- 障害福祉サービスと介護サービスの把握
- 支援者側のスキルアップのため、様々な研修会への参加
- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、課題を把握

【第3期中の取り組み】

他分野とのかかわりを持ち、支援体制の構築を図る

- 精神障がいに対する地域等への理解促進（にも包括）

第3期（協議開催回数）			第3期（評価回数）		
令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
4	4	4	1	1	1

- 利用者に寄り添うサービスの研究

障害福祉サービスから介護サービスに切り替わるにあたり、申請準備等が不十分であるため切り替わりにどのような準備が必要かを整理します。それに加え、障がい者本人にとって必要なサービスを検討します。

第3期（協議会開催回数）		
令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
4	4	4

- 人材育成及び確保

支援者が様々な研修会に参加し支援に対するスキルアップを目指します。それに加え、事業所の人材確保策を検討します。

第3期（協議会開催回数）		
令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
4	4	4

【部会開催実績及び見込み】

第2期			第3期		
令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
8	7	11	12	12	12

3 <就労支援部会>

総合的な就労支援

【目指す方向】

障がいのあるなしに関わらず「働きたい」「誰かの役に立ちたい」「自分の経験を誰かの力に」そんな思いを実現できる体制や施策の構築に取り組みます。

【現状と課題】

- コロナ禍により飛騨吉城特別支援学校の見学会が開催できなかった。
- 「労働に対する意欲のある利用者」と「交流の場としての利用に重きを置く利用者」とに二極化している。
- 利用者の高齢化もあり、作業能率が落ちている。
- 利用者の特性によっては、作業に来ない、作業をしない、基礎体力がない、利用時間が短く作業力を期待できない、送迎に時間がかかる等、「働く」以前に生活基盤の整理が難しい。
- 最低賃金や物価の上昇に対し、受注単価を上げづらいことが経営に影響する。
- 自社製品がない中、受注の単価を上げていければよいがそれも難しいのが実情。
- 一般就労への意欲を持った利用者が減少する傾向にあり、過去の一般就労移行者も定着率は低い。
- 障がい者の特性に応じた就労先、障がい者本人が希望する仕事内容、就労先の求める人材及び企業の配慮などを総括してマッチングすることが難しい。
- 障がい手帳を持たない、いわゆる「グレーゾーン」の方の就労のハードルが高い。

【第3期中の取り組み】

飛騨市ならではの働き方、自己の思いが叶う就労スタイルの応援

○自己実現できる体制づくり

- ①必要な訓練（生活訓練・職業訓練等）を必要なだけ受けることができる体制をつくります。
- ②就労支援事業所が相互に利用者の実態を把握し、訓練の機会や協力して仕事に取り組める体制をつくります。
- ③就職活動が自発的に出来ない、配慮・支援がある職場に勤めたい等サポートを必要とする方に対して、障がいの有無に関わらず支援する体制をつくります。

○就労を継続できる体制づくり

- ①一般就労後も継続的に繋がりを持ち続け、早期退職を繰り返す前につまづきを乗り越えられるよう、伴走支援する体制をつくります。
- ②「一般就労」「フルタイム」にこだわらない、一人ひとりに合った働き方が叶う柔軟な就労スタイルを市内企業と共につくります。

○企業への支援体制づくり

- ①就労希望者の特性やスキルの情報を提供できる体制をつくります。
- ②指導方法や合理的配慮等についてアドバイスできる体制をつくります。

③企業からの相談に対応できる体制を構築します。

○障がいがあってもなくても働き続けられ、スキルアップできる環境づくり

- ①自分を評価（やりがい・達成感・収入等）してもらえる仕事探しを支援します。
- ②困ったら相談できる人、助けてくれる人が共に働く場にいる環境体制づくりを支援します。

○持続可能な支援体制づくり

- ①利用者のスキルアップを促し、より効率的な訓練が可能となる作業機器等の設備投資を支援します。
- ②生活基盤を整え、就労に耐えうる生活能力を育むことを評価します。
- ③就労支援事業所の運営基盤を堅持しつつ、一般就労への支援を応援できる体制をつくります。たとえば、固定費の加算の見直し等、地域の実情を踏まえた報酬体系・加算を提言します。

4 <重症心身障がい・医療的ケア部会>

本人や家族に生涯を通じた支援体制の構築

【目指す方向】

重症心身障がい・医療的ケアの必要な方等とその家族が安心して地域生活を営むための体制づくりに取り組みます。

【現状と課題】

- 飛騨圏域で新規でレスパイトやショート利用ができる先が実態としてないため、専門医のいる高山赤十字病院で地域包括ケア病床を活用したレスパイト入院ができるよう、市が県の重症心身障がい在宅支援センターみらいほか関係機関と連携し、医ケア児者・ご家族と医療機関の間に立つ調整チームを編成した。お一人の対象者をモデルに調整を行い円滑な利用を実現し、有効な地域の支援資源を増やすことができたとともに、市で円滑にショート利用できるように必要な支援を制度化できたが、他の方への横展開を図る必要がある。
- 医ケア児者の医療は、急性期病院等で専門医療を受ける中で進められている。しかし、在宅中での急変等家族には心配が絶えず、緊急時の在宅処置や専門医療機関との連携が求められていた中、令和3年5月に市が誘致を進めてきた「ひだ在宅クリニック」が開業し、安心の体制が整った。
- 様々な障がい福祉サービスや市の支援制度などわかりにくいことが多いが、現在、障がい者支援アプリが開発・導入された。課題であった児から者への移行期の手続きを円滑にする手続き支援等についてもアプリを通じて改善していく。今後アプリの内容の充実に向け順次取り組んでいく流れとなった。
- 市有施設トイレにユニバーサルシートのあるトイレが少なく、医療的ケア児者の外出時の介助等の環境が整っていなかったが、多目的トイレへのユニバーサルシートの追加設置や整備改修を始めた。今後毎年順次整備数を増やしていく。
- 災害時等有事の避難について、国要請もあり、市でもハザードマップを確認しながら市内各福祉避難所での受入者の確定とより現実かつ具体的な個別避難計画の策定を進める体制が整ってきた。次年度以降各対象者の詳細な計画を個別に立てていく中で、緊急時の対応等も具体的に整理していく。

【第3期中の取り組み】

重症心身障がい・医療的ケアの必要な方とその家族が安心して地域で暮らせるための事前の備えにも着眼した体制づくり

- もしもの時にも備えられるレスパイト入院体制の安定化・横展開、インフォーマルな実費サービス利用支援、自分たちを助けてもらえる人を自分で見つけていく自助の啓発等、緊急時等に備え重層的な支援による安心できる体制づくりを進めます。
- 在宅での暮らしに安心を生む見守り等、様々な有用機器・器具が自宅等で実際に使っていけるような支援策や情報収集・発信体制を整えていきます。
- 現在体制が十分ではない成人になってからの地域でのリハビリ環境の体制をどのように整えられるか検討を進めます。
- 公共施設でのユニバーサルトイレの整備推進、ユニバーサルトイレや市内のバリアフリーマップの電子

- 化、障がい者支援アプリでの活用を進めます。
- 強度行動障がいや難病を抱えている方に対し、もしもの時にも地域のサービス資源が機能できるよう、課題と対応策の検討を、現実的な視点で進めます。

5 <こども部会>

障がい児に対する重層的な相談支援体制の構築

【目指す方向】

総合相談、専門相談に加え、包括的・多機関協働体制を構築するとともに、継続的・参加支援につなぎ、成人を見越した重層的な相談支援体制を構築します。

【現状と課題】

- ここ数年で福祉サービス利用児は大幅に増加していますが、その理由としては、学校現場において特別支援学級在籍児や通級指導教室利用児が増えているだけでなく、居場所が必要な子どもの数も増加しているからではないかと思われます。その結果、福祉サービス事業所（放課後等デイサービスや日中一時支援事業所など）の受け皿があふれており、利用を希望しているのにできていない子どももいるのが現状です。
- 子どもの居場所を確保するためには施設も必要ですが、職員不足も深刻です。事業所や施設どうしの横のつながりが構築できる体制（人事交流など）があるとよいと思われます。
- 乳幼児期からの早期支援が必要なかった（と思われた）子が、学齢期に入り不登校になる例が増えています。この理由の一つとしては、乳幼児期にはわからなかった生きづらさが学齢期に発現したからではないかと考えられますが、その予防策としてこどもが持つ様々なニーズへの早期からの気づきが重要となることが見えてきました。このことにも関連し、こども部会ではモデル事業として神岡療育コーディネーターの活動を始めました。
- 保護者の相談に関しては「ふらっと」や「飛騨市こどものこころクリニック」が大きな役割を担ってくださっているので大変ありがたいです。一方で、多様化する子どもたちを直接支援する相談員や保育士などの相談を受ける場所や人材も必要かと思えます。
- これまで子どもが利用できるショートステイはありませんでしたが、令和5年7月に飛騨市多機能型障がい者支援センター「古川いこい」が開設したことで利用が可能となりました。

【第3期中の取り組み】

障がいのある子どもとその家族の将来を見据えて、地域で支えていく体制づくり

- 乳幼児期や学齢期に療育機関を利用するお子さんについては、これまでも各機関が連携をもちながら支援を進めてきました。また「ふらっと」や「こども部会」を中心に研修や講演など支援者が学習する場を設け、スキルアップを図ってきました。今後はその内容をもう一度見直し、専門性を高める取り組みが必要かと思われます。また、飛騨市が障がい児福祉の視点として掲げる「障がい」とは、『できないことがあって、それを理解してくれる人が周りにいない状態』と定義されていますが、その定義を各事業所や施設職員に周知することも必要かと思われます。
- 家族、友達、周囲の人たちの関わり方が障がいに結び付くケースも考えられます。そういった方々の適切な理解を促し、環境を整えるためにも、家族向けや市民向けの研修、講演などの開催も必要かと思われます。
- これまでも各事業所や施設、学校、保育園などの関連機関どうして連携する機会はありませんでしたが、機能的に

はまだ不十分だと思われます。それぞれが「重層的支援体制」を理解し、子どもたちの18歳以降の社会生活も見据えたより良い多機関協働体制の構築を目指したいです。

○聴覚障がい児や視覚障がい児への早期支援体制については、現状ではほぼ整っていると思われます。

第5部 成果目標

心の底から安心できるまちを目指して

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、地域の実情を踏まえ、令和8年度を目標年度とし8つの数値目標を設定します。

Ⅰ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要なサービス等を提供できる体制を整備します。

Ⅰ－① 施設入所者の地域生活への移行に関する目標について

現 状

令和4年4月～令和5年8月現在で地域生活へ移行した方は0人となり厳しい現状となっています。要因としては、施設入所の支援と比較し、グループホームや在宅サービスでは支援の手が足りないこと、また地域へ送り出すスキルや体制が整っていないことが考えられます。

成果目標

現状を見ると、中重度の障がいを持つ人が入所する施設から地域へ移行するのはとても難しい状況となっています。このようなことから、比較的障がい程度の軽い人が入所する近隣の就労支援事業所等を対象とし、同じ地区内になるグループホームや令和5年7月に開所したグループホームに移行できるよう、相談支援事業所・入所施設・市と連携を図りながら年間1名の地域生活の移行を目標とします。

Ⅰ－② 施設入所者数の削減に関する目標について

現 状

令和5年8月末時点の施設入所者数は68人で、令和2年度に比べ0.3%増となりました。

成果目標

施設には、強度行動障がいをもつ人や医療的ケアが必要な人など、専門的な支援が必要な人も多く入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備に取り組むことが必要です。また、現在地域で暮らしている障がい者を介護されている方の高齢化等により、グループホーム・ショートステイの整備も含め、地域での介護力を向上させる必要があります。令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上削減することを目標とします。
(令和4年度末入所者数 66人 目標人数 62人)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について、計画的に推進します。

医療計画と連動した観点等から、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での生活日数の上昇、精神病床における1年以上長期入院患者数の減少（65歳以上、65歳未満）、精神病床における入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点・1年時点の退院率を上昇させるよう努力します。

現 状

令和4年度末に「にも包括」における協議の場を設置し精神障がいにも対応した個別ケースの検討を通じて飛騨市における体制等を協議しています。



成果目標

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の参加者は5名とし、開催を年4回は開催します。また、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を年1回は開催します。
- 精神障がい者の地域移行支援の利用者は、年1名を目標とします。
- 精神障がい者の地域定着支援の利用者は、年1名を目標とします。
- 精神障がい者の共同生活援助の利用者は、毎年1名ずつ増加し令和8年度末には12名を目標とします。
- 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者は、毎年2名を目標とします。

3 地域生活支援の充実

3-① 地域生活支援の充実に関する目標について

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、令和5年度より「飛騨市安心生活サポートシステム」を実施するために、「地域生活安心支援センター ふらっと」のサテライトとして「ふらっと+」をアウトリーチ専門の訪問相談員を配置し、窓口に来られない人の声やお困りごとを聴く、地域の見守り支援の拠点として開設しました。

また、令和5年7月には、飛騨市多機能型障がい者支援センター古川いこいが完成し、地域生活支援拠点が神岡エリアの飛騨市多機能型障がい者支援センター神岡ピースとともに2か所になり、支援体制が充実しました。また、サポートコーディネーターも、2名体制となり、福祉面だけでなく、医療面からも、地域の支援のニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進めることができるようになりました。

現 状

令和5年4月から飛騨市安心生活サポートシステムを実施し、飛騨市内に古川エリア・神岡エリアの2か所の地域生活支援拠点等が完成し、さまざまな事業所等と協力連携し、面的整備を開始しました。また、相談支援専門員（福祉）と訪問看護師（医療）の2名のサポートコーディネーターも配置し、24時間365日体制を整備しました。



成果目標

安心生活サポートシステムの機能を充実し、効果的な支援体制を構築します。また、年1回以上、支援の実績を踏まえた運用状況を検証及び検討を行うことを目標とします。

安心生活サポートシステムの運用状況の検証及び検討

【目標値】 令和6年度		【目標値】 令和7年度		【目標値】 令和8年度	
検証及び検討 の有無	検証及び検討 の回数	検証及び検討 の有無	検証及び検討 の回数	検証及び検討 の有無	検証及び検討 の回数
有	2	有	2	有	2

3-② 強度行動障がいをもつ方への支援体制の充実について

強度行動障がいをもつ方への支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握とともに、ニーズに基づく体制の整備を図ることが必要です。

こうした体制を実現するため、地域の関係機関との協議を進めます。

現 状

令和4年4月から開設した飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」が基幹相談支援センターとして相談窓口の一本化や専門相談を行えるようになりました。また、令和5年7月には、飛騨市多機能障がい者支援センター古川いこいが完成し、サポートコーディネーターを配置し、24時間365日体制を整備しました。



成果目標

令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ方に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

4-① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標について

現状

令和5年8月末時点において、就労移行支援事業所等を通じて一般就労への移行を果たした利用者数は4人であり、令和3年度末時点の移行実績に比べ、1.3倍となりました。

成果目標

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する方を令和8年度中に、令和3年度実績の1.00倍以上（3人）の一般就労への移行実績を達成することを目標とします。そのうち、就労移行支援、就労継続A型、就労継続B型については、下記とおりとします。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.00倍以上
（令和3年度3名 目標人数 各年度3名）
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.00倍以上
（令和3年度1名 目標人数 各年度1名）
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.00倍以上 を目標とします。
（令和3年度1名 目標人数 各年度1名）
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を令和8年度末までに、5割以上（3事業所）を目指します。

4-② 一般就労後の定着支援に関する目標について

現状

令和5年8月末時点において、就労定着支援事業の利用者は4人であり、令和3年度時点の就労定着支援事業所の利用者に比べ、1.3倍となりました。

成果目標

- 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.00倍以上を目指します。
（令和3年度1名 目標人数 各年度1名）
- 就労定着支援事業の就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が、7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上を目指します。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

5-① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

現 状

令和5年度末には、放課後等デイサービスは古川町に2ヶ所、神岡町に1ヶ所開設、保育所等訪問支援は飛騨市内に2か所開設しており、開設時間の延長や、土日も利用可能となりました。

飛騨市障がい者自立支援協議会の「こども部会」を中心に、療育に携わる機関との連携の強化や学習する場とともに、乳幼児期からの予防や、学齢期の支援にも力を入れました。また、発達支援センターから地域生活安心支援センターに名称変更したとともに、妊娠期から大人までを対象し、重層的な支援体制ができました。



成果目標

地域生活安心支援センター「ふらっと」を中心に、早期発見、早期療育だけでなく、将来を見越した支援と同時に予防に力を入れられる地域支援体制を構築します。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の連携体制を継続します。

5-② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築について

現 状

難聴児の早期発見・早期療育については、令和5年度末現在、新生児聴覚検査を出生された病院等で退院までに、全数検査を実施しています。また、発見後は、医療機関への受診や療育につなげています。その後も、各病院等から、地域生活安心支援センターに連絡があり、専門医や専門療育機関の助言を受け、児童発達支援事業所が療育を実施しています。その後保育所入園後も、連携しながら支援しています。しかし、難聴児の専門療育機関は、岐阜市・富山市で遠方のため、交通費等の通所助成を行っています。



成果目標

「難聴児の早期発見・早期療育推進の基本方針」を踏まえ、今後も地域支援体制を構築します。

5－③ 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

現 状

- 令和4年度末 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（高山市内それぞれ2か所）。主に医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所（高山市内それぞれ1か所）。
飛騨市内でも、重症心身障がい児や医療的ケア児が通うことができる児童発達支援事業所・放課後等デイサービスは1か所
- 飛騨市総合支援協議会の専門部会に「重心・医ケア部会」があり、協議の場所を設置
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターは、総合福祉課に4名配置
- ハートピア古川内に医療ケア児支援センター「重症心身障がい在宅支援センターみらい飛騨サテライト」が設置



成果目標

「重心・医療的ケア部会」を中心に、相談体制の充実や支援の充足を検討し、令和8年度末までに、安心して暮らし続けられる地域支援体制を構築します。

5－④ 障害児入所施設からの円滑な在宅や地域生活への移行調整について

現 状

平成 24 年施行の児童福祉法改正に伴い、障害児入所施設に入所中の 18 歳以上の強度行動障がい者が 22 歳終了時まで延長可能



成果目標

大人にふさわしい環境へ移行できるよう、協議等の場を設置し、情報共有します。

6 相談支援体制の充実・強化等

○ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

令和3年度より基幹相談支援センター機能をもつ地域生活安心支援センター「ふらっと」を開設しました。障がいのあるなしや年齢を問わず、市民のどんな相談も受け止める「総合相談窓口」と、様々な相談を専門窓口へ繋いだり、家族全体として考えるための情報共有・連携・対応検討会の実施や、作業療法士等の医療的セラピストによる専門的な見立てを行う専門相談を行い、地域住民の多様で複雑なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できる相談支援体制を構築しました。

今後も、①属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し必要に応じて関係機関につなぐ ②世帯全体を見渡し、世帯を取り巻く支援関係機関を総合調整する ③個別制度にながにくい課題に関して、継続的につながり続ける伴走支援を中心に担う 3つの機能で、これらを有した中核的相談支援をワンストップで対応できるよりよい体制づくりに努めます。

また、包括的な相談から見立て、支援調整の組み立てと資源開発まで行えるシステムも開発します。

現 状

令和3年度に、地域生活安心支援センター「ふらっと」を開設し、障がいの有無、年齢や制度に関わらず、ワンストップの窓口で相談対応できる体制を確保しました。



成果目標

令和8年度末までに、飛騨市総合支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保します。

また、地域生活安心支援センターは、総合的な相談、地域の相談支援体制を強化し、関係機関等の連携から地域づくりを担うセンターが構築できるよう努めます。

【基幹相談支援センター】 地域生活安心支援センター「ふらっと」（基幹相談支援センター）による地域の相談支援体制の強化

基本指針目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30 件	30 件	30 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0 件	0 件	5 件

地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	15 回	15 回	15 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	24 回	24 回	24 回
主任相談支援専門員の配置数	0 人	0 人	1 人

【協議会】 協議会（コア会議を含む）における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

基本指針目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4 回	4 回	4 回
参加事業者・機関数	5 か所	5 か所	5 か所
専門部会の設置数	5 設置	5 設置	5 設置
専門部会の実施回数	4 回	4 回	4 回

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

○ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築に関する目標について

障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供していくことが求められています。

現 状

障がい福祉サービス等の質の向上を図るために、令和3年度 地域生活安心支援センター「ふらっと」内に総合相談窓口を開設し、サービス事業所や関係機関が利用者に必要なサービスを提供できるよう、専門的評価や見立てを実施しています。



成果目標

今後もサービスの質の向上を図るとともに、真に必要とするサービスを適切に提供できるよう取り組みます。

<活動指標等>

種 類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	3 人	3 人	3 人
障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有	無	無	無

8 発達障がい者等に対する支援

○ 発達障がい者等支援の一層の充実に関する目標について

現 状

発達障がい児及び発達障がい者（以下「発達障がい者等」という。）の早期発見・早期支援に、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に着け、適正な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

成果目標

- ペアレントメンターが令和元年度に2名誕生し、3名になりました。
- ペアレントトレーナーが令和2年度中に2名増加し、9名になりました。
- ペアレントトレーニングは毎年1回実施してきましたが、令和2年度はコロナの影響で実施できませんでした。
- 「なかましてらこや」（ピアサポート事業）が仲間づくりや学びの場として開催されています。
- 神岡いちごの会で「ふれあいサロンいちご」を開設し、障がいのある人の居場所を提供しています。
- 生きづらさを感じている人の居場所「ふりーすぺーす」を古川町に開設しました。（居場所・学び・余暇支援等）
- 飛騨圏域発達障がい支援センターそらいろやNPO法人はびりす等と協働し、SSTの訓練等を本人、学校、職場にて実施し支援しました。

<活動指標>

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者数 8 人 実施者数 2	8 人 2	8 人 2
ペアレントメンター数	9 人	9 人	9 人
ピアサポートの活動への参加人数	15 人	15 人	15 人

第6部 数値目標（活動目標）

心の底から安心できるまちを目指して

第2期生涯安心計画における令和5年度までの障がい福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、令和6年度～令和8年度のサービス見込量を定めます。

サービス事業者と連携して必要なサービス量を確保するとともに、事業所間の情報共有の場の設定や研修会などを通じて、継続的にサービスの質と量の維持向上を目指します。

Ⅰ 第2期生涯安心計画の実績等

○ 自立支援給付

R5実績は9月分までの実績から推計した数値

項目	単位	計画			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
訪問系							
居宅介護 (ホームヘルパー)	人分	41	42	43	36	33	34
	時間分	400	410	420	255	214	210
重度訪問介護	人分	3	3	3	2	2	2
	時間分	36	36	36	9	7	12
行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
同行援護	人分	10	10	10	7	11	9
	時間分	120	120	120	41	68	84
重度包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
日中活動系							
生活介護	人分	92	94	97	92	93	95
	人日分	2,024	2,068	2,134	1903	1883	1841
自立訓練(機能訓練)	人分	0	0	0	1	0	1
	人日分	0	0	0	5	0	20
自立訓練(生活訓練) ()内は宿泊型	人分	4(2)	4(2)	4(2)	1	0	0
	人日分	80(62)	80(62)	80(62)	13	0	0
就労移行支援	人分	6	7	8	5	7	6
	人日分	138	161	184	106	143	100
就労継続支援(A型)	人分	25	26	27	27	28	27
	人日分	575	598	621	568	572	559
就労継続支援(B型)	人分	55	56	57	66	71	71
	人日分	935	952	969	928	1045	993
就労定着支援	人分	1	2	4	4	4	4
療育介護	人分	8	8	8	8	9	9
短期入所(福祉型)	人分	10	14	14	4	5	7
	人日分	60	84	84	31	23	25
短期入所(医療型)	人分	2	2	2	0	0	0
	人日分	8	8	8	0	0	0
居宅系サービス							
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人分	18	24	30	19	22	22
施設入所支援	人分	58	58	58	56	55	57
相談支援							
計画相談支援	人分	65	65	65	61	64	68
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	2
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	0

障がい児通所支援							
児童発達支援	人分	55	55	55	47	41	42
	人日分	250	250	250	154	137	211
放課後等デイサービス	人分	65	70	75	64	58	54
	人日分	350	380	400	464	468	594
保育所等訪問支援	人分	10	10	10	11	13	41
	人日分	14	14	14	12	15	53
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人分						
医療型障害児入所施設	人分						
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	人分	4	4	4	4	3	3
	人日分	30	30	30	55	36	49
障がい児相談支援	人分	130	130	130	29	32	38

「時間分」…月間のサービス提供時間

「人日分」…「月間の利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人分」…月間の利用人数

○地域生活支援事業（必須）

R5実績は9月分までの実績から推計した数値

	単位	計画			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
理解促進 研修・啓発							
○広報啓発(市民研修)	回数						
○研修・啓発(実施有無)	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動事業(委託)							
○ピアサポート支援事業	実施	有	有	有	有	有	有
相談支援事業 ()は市内事業所数							
○相談支援事業(委託)	箇所	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
○基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
○基幹相談支援センター機能強化事業	有無	無	無	無	無	無	無
○住宅入居等支援	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件数	1	1	1	1	2	2
意思疎通支援事業							
○手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
○手話通訳派遣	回						
○要約筆記派遣	回						
○手話通訳・要約筆記派遣	件数	138	138	138	42	25	45

手話奉仕員養成研修事業 養成講習修了	人	10	10	10	3	3	3
移動支援事業(個別・車両)	箇所	6	6	6	7	7	7
	時間/ 年	750	750	750	165	208	263
	人	20	20	20	10	10	9
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	市内	0	0	0	0	0	0
	市外	1	1	1	1	1	1
	人	960	960	960	964	1,001	1,100
	市内利 用	0	0	0	0	0	0
	市外利 用	960	960	960	964	1,001	1,100

○日常生活用具給付事業(必須)

R5実績は9月分までの実績から推計した数値

	単位	計画			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	件数	3	3	3	4	2	4
自立生活支援用具	件数	3	3	3	3	6	1
在宅療養等支援用具	件数	10	10	10	3	2	5
情報・意思疎通支援用具	件数	15	15	15	4	5	7
排泄管理支援用具	件数	680	690	700	565	511	559
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1	0	0	0

○地域生活支援事業(任意)

R5実績は9月分の実績から推計した数値

	単位	計画			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	2	2	2	1	1	1
訪問入浴サービス	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	2	2	2	1	0	0
生活訓練等	箇所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	箇所	6(2)	6(2)	6(2)	7(3)	7(3)	7(3)
	人	40	40	40	32	42	30
	回数	4,400	4,400	4,400	2,707	2,661	2,788
巡回支援専門員設置	人	3	3	3	0	0	0
生活サポート事業	人	1	1	1	0	0	0
障がい者デイサービス	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	8	8	8	8	5	3

社会参加促進事業 運転免許取得助成事業	件数	2	2	2	2	0	0
社会参加促進事業 自動車改造助成事業	件数	2	2	2	1	1	0

○その他事業

R5実績は9月分までの実績から推計した数値

	単位	計画			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
発達障がい児者支援							
○ペアレントメンター設置	人	3	3	3	3	3	3
○ペアレントトレーナー	人	9	9	9	5	5	5
○ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム開催	回数	1	1	1	0	0	0
○ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム参加者	人	5	5	5	0	1	0
重症心身・医療的ケア児者支援							
○コーディネーター設置	人	3	4	4	3	3	3
○支援者設置	人	1	1	1	1	1	1
○協議の場	回数	3	3	3	3	3	3
ひきこもり等居場所	箇所	6	6	6	4	4	6

()は市内事業所数

「人(年)」…延べ人数

「人」…実数

2 第3期生涯安心計画 サービス等見込量

○ 自立支援給付

R5実績はR5年9月分まで実績から推計した数値

項目	単位	実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問系							
居宅介護 (ホームヘルパー)	人分	36	33	34	32	31	30
	時間分	255	214	210	208	202	196
重度訪問介護	人分	2	2	2	2	2	2
	時間分	9	7	12	11	11	11
行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
同行援護	人分	7	11	9	10	11	12
	時間分	41	68	84	88	97	106
重度包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
日中活動系							
生活介護	人分	92	93	95	95	95	95
	人日分	1903	1883	1841	1860	1860	1860
自立訓練(機能訓練)	人分	1	0	1	1	1	1
	人日分	5	0	20	15	15	15
自立訓練(生活訓練) ()は宿泊型	人分	1	0	0	2	2	2
	人日分	13	0	0	60	60	60
就労移行支援	人分	5	7	6	7	8	9
	人日分	106	143	100	136	155	174
就労継続支援(A型)	人分	27	28	27	28	29	30
	人日分	568	572	559	584	604	624
就労継続支援(B型)	人分	66	71	71	68	69	70
	人日分	928	1045	993	1100	1100	1100
就労定着支援	人分	4	4	4	4	4	5
療育介護	人分	8	9	9	9	9	9
短期入所(福祉型)	人分	4	5	7	7	8	9
	人日分	31	23	25	26	29	32
短期入所(医療型)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
居宅系サービス							
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人分	19	22	22	34	35	36
施設入所支援	人分	56	55	57	56	55	54
相談支援							
計画相談支援	人分	61	64	68	70	71	72
地域移行支援	人分	0	0	2	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

障がい児通所支援							
児童発達支援	人分	47	41	42	54	53	52
	人日分	154	137	211	158	156	154
放課後等デイサービス	人分	64	58	54	75	75	75
	人日分	464	468	594	480	480	480
保育所等訪問支援	人分	11	13	41	36	37	38
	人日分	12	15	53	36	37	38
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人分						
医療型障害児入所施設	人分						
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	人分	4	3	3	3	3	3
	人日分	55	36	49	45	45	45
障がい児相談支援	人分	29	32	38	35	35	35

時間：月間のサービス提供時間

人日：月間の利用人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数 人：月間の利用人数

○ 地域生活支援事業（必須）

R5実績は9月分の実績から推計した数値

サービス名	単位	実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業							
広報啓発（しり〜ず等）	回						
研修・啓発（実施有無）	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業							
実施有無	有無	有	有	有	有	有	有
福祉支援事業（ ）は市内事業所数							
障がい者相談支援事業（委託）	箇所	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター機能強化事業	有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	1	2	2	2	2	2
意思疎通支援事業							
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳派遣	回						
要約筆記派遣	回						
手話通訳・要約筆記派遣	件	42	25	45	50	50	50
日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件	4	2	4	3	3	3
② 自立生活支援	件	3	6	1	3	3	3
② 在宅療養等支援用具	件	3	2	5	3	3	3
③ 情報・意思疎通支援用具	件	4	5	7	5	5	5

④ 排泄管理支援用具VI	件	565	511	559	550	550	550
⑤ 居宅生活動作補助用具	件	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業 養成講習修了	人	3	3	3	6	6	6
移動支援事業							
事業所	箇所	7	7	7	7	7	7
	人	10	10	9	12	12	12
	時間	165	208	263	300	300	300
地域活動支援センター							
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	市内	0	0	0	0	0	0
	市外	1	1	1	1	1	1
	人	964	1,001	1,100	1,200	1,200	1,200
	市内 利用	0	0	0	0	0	0
	市外 利用	964	1,001	1,100	1,200	1,200	1,200

○ 地域生活支援事業(任意)

R5実績は9月分までの実績から推計した数値

サービス名	単位	実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
日常生活支援							
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	1	1	1	2	2	2
訪問入浴サービス	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	1	0	0	0	0	0
生活訓練等	箇所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
日中一時支援 ()は市内事業所数	箇所	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)	7(3)
	人	32	42	30	35	35	35
	回/年	2,707	2,661	2,788	2,700	2,700	2,700
巡回支援専門員設置	人	0	0	0	0	0	0
生活サポート事業	人	0	0	0	0	0	0
障がい者デイサービス	箇所	2	2	2	1	0	0
	人	8	5	3	1	0	0

○ その他事業

R5実績は9月分までの実績から推計した数値

サービス名	単位	実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
発達障がい児者支援							
ペアレントメンター設置	人	0	0	3	3	3	3
ペアレントトレーナー	人	2	0	9	10	10	10
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム開催	回数	0	1	1	1	1	1
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム参加者	人	0	1	5	5	5	5
ピアサポート活動の開催	回数	13	15	11	15	15	15
ピアサポート活動の参加者	人	29	66	70	70	70	70
重症心身・医療的ケア児者支援							
コーディネーター設置	人	3	3	4	4	4	4
支援者設置	人	0	1	1	1	1	1
協議の場	回数	3	3	3	3	3	3
ひきこもり等居場所							
ふりーすぺーす	箇所	4	4	6	6	6	6

種類		R6年度	R7年度	R8年度
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30 件	30 件	30 件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0 件	0 件	5 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	15 回	15 回	15 回

種類	R6年度	R7年度	R8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4 回	4 回	4 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	5 人	5 人	5 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

**第7部 その他自立支援給付及び地域生活支援事業
並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を
確保するために必要な事項等**

心の底から安心できるまちを目指して

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、地域の実情を踏まえ取り組みます。

1 障がい者等に対する虐待の防止


虐待に対して早期から対応できるまちづくりを目指します。

障がいのある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合には、迅速に適切に対応し、再発防止に取り組みます。

現 状

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の施行（平成 24 年 10 月）に伴い、飛騨市では、飛騨市障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等の取り組みを進めています。

取組内容

- 
- (1) 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見のための迅速な通報の徹底
 - (2) 虐待対応のため、未然防止のための一時的に保護できる居室の確保
 - (3) 飛騨市における組織対応や職員研修
 - (4) 虐待防止ネットワークの強化（保育所・小中学校・医療機関等との連携）


2 意思決定支援の促進

障がいのある人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会」が確保されるよう取り組みます。障がい者等の意思や人格を尊重した支援ができるよう取り組みます。

現 状

平成 27 年 12 月 14 日 社会保障審議会にて報告された障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインが示されています。障がい者の支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障がい者へも、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能になるよう取り組んでいます。

取組内容

- 
- (1) 意思決定支援ガイドライン等を活用した研修に参加し普及を図る
 - (2) 意思決定支援の質を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者等への研修を推奨
 - (3) 意思決定支援の枠組みの構築

3 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者等の芸術文化活動の振興を図り、障がい者等の社会参加や障がい者等に対する理解を促進します。

現 状

毎年「しり~ず」研修で障がい者や多様性を理解する研修を実施していますが、障がい者本人の芸術文化活動を発表する場が少ないのが現状です。また、身障協会主催の障がい者スポーツ大会も、会員が減少し、高齢化が問題となっています。就労されている方の余暇活動の支援がないとの声があります。

取組内容

- (1) 障がいのある方が文化やスポーツに参加し、様々な集いを楽しみ、健康の推進や生きがい、仲間づくりができるような環境づくり
- (2) さまざまな集いの場をつくり、その活動を支援する体制
- (3) 障がい者の文化芸術活動の情報の収集と発信
- (4) 参加していただくための移動支援等の充実

4 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の促進

障がいの有無による不当な扱いのない情報のバリアフリーを目指します。

現 状

手話通訳等専門員の養成講座を実施していますが、なかなか受講者が集まらないのが現状です。また、様々なニーズに対応した支援を実施するために必要な、意思疎通支援者の育成もできていません。障がいのある方の活動や社会参加を制約している障壁を取り除く取り組みを模索しています。

取組内容

- (1) 手話通訳等意思疎通支援者の計画的人材育成
- (2) 遠隔地や緊急時に対応するための ICT 機器の利用活用

5 障がい理由とする差別の解消の促進

障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底し、すべての市民が障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、一人ひとりを大切にする地域共生社会の実現を目指します。

現 状

一般就労を希望する障がい者の就労が難しい現状があります。その人の特性を「発達障がい」「グレーゾーン」という言葉で理解し、その人の暮らしづらさに注目し、正しく理解しようとする傾向にあるとの声があります。

取組内容

- (1) 発達障がいや難病患者についての理解
- (2) グレーゾーンと呼ばれている人への差別解消
- (3) 障がいの正しい理解
- (4) 日常生活や社会生活における社会的障壁を取り除くための取り組み

6 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修の充実

サービス事業者の、地域共生社会に向け地域住民や関係機関との密接な関係を構築しながら、利用者の安全確保ができるよう支援します。事業所を利用する障がい者が安心して生活できるよう、権利擁護も含めた職員研修を充実します。

現 状

飛騨市障がい者総合支援協議会では、それぞれの専門部会で、適切な支援や、利用者本位の意思決定、安全確保等について協議されています。地域生活支援拠点の勉強会では、他機関とのかかわりや、他業種との連携も少しずつ見られるようになりました。その中から、新しい政策につながるものもあります。しかし、他事業所との協働した取り組みや他業種との研修は少なく、飛騨市全体の職員の質向上が課題です。

取組内容

- (1) 多事業所・他業種とのケース検討会も含めた合同研修会の実施
- (2) 平常時から信頼関係の構築と、そのつながりを緊急時に活かす協議の開催

7 その他

たくさんの方から、多くのご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

取組内容

障がいを持つ方や子ども・高齢者などすべての人々が、生きがいをもって生活できるよう、市民と制度、福祉サービス等について協働し、助け合いながら暮らし続ける仕組みの構築。

すべての人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加できる地域をつくりを推進。

自分の意思が尊重され、自分の夢が実現できるためのまちづくりを推進

- (1) 安全・安心な生活環境の整備
地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境（公共交通等）の実現の推進
- (2) 防犯、防災等の推進
災害に強いまちづくりの推進と防犯対策等に向けた取り組みを推進
- (3) 障がい福祉を支える人材の育成と確保
障がい特性を理解した人材を育成するとともに、サービス従事者の処遇改善
ICTやロボットの導入による事務負担の軽減や業務の効率化による職場環境の改善
- (4) 障がいを持つ方や家庭支援も含め、必要な支援を必要なだけ受けることができるサービス体系の構築支援の必要な人や市民との協働によるまちづくりを推進
- (5) 人権教育・福祉教育等体系の構築と推進
- (6) 更なる意識改革の周知研修
- (7) 医療体制の充実
病院との連携体制の構築
難病患者や強度行動障がいの方への家族支援も含めた支援の構築